



小林和夫、『伝統』が制度化されるとき
——日本占領期ジャワにおける隣組』春風
社, 2023, 412+xxiip.

隣組という日本軍政期の一つの施策を題材とする、非常に詳細かつ実証的な研究で、長年にわたる著者の研究成果の集大成である。広範な文書を活用して書かれた力作といえよう。ここでは著者はホブスボームの定義を活用して、隣組導入の歴史を、ゴトン・ロヨンというジャワの「伝統」が、権力者によって人為的に解釈され制度化されたもの、すなわちあとから構築されたもので、国家権力と結びついて為政者の都合のいいように捏造され、民心把握を基礎とする軍政の施策を正当化するために鼓吹された、としている。

本書は全体が9章と終章から成るが、すべての章のタイトルに「伝統」という言葉が、括弧つきで使用され、「伝統」のさまざまな側面が隣組にどうかかわってきたのかが評論されている。まずその一つひとつを紹介してゆこう。

第一章『「伝統」との邂逅』では、民心把握という目的貫徹のための手段としてインドネシアの「伝統」を模索していた日本軍が、旧慣制度調査会という軍政の諮問機関において知った、ゴトン・ロヨンというジャワ伝来の慣習の概念を「相互扶助」と訳して、軍政の施策に取り入れていったことが述べられている。この調査会は日本軍政の初期（1942年9月）において、軍政の運営に関し、参考とするべき具申をインドネシアの著名人たちから受けるために設置された諮問機関であり、軍政当局者がジャワの旧来の慣習や制度を知り、政策立案の参考にするうえで、極めて重要な機構であった。

第二章『「伝統」の端緒』では、ゴトン・ロヨンを実践する場として、既存のロンダ（夜警）制度を、日本軍が設立した警防団の活動へと編入していく過程を、「隣組」設立へ向けての過渡期の施策としてとりあげている。ロンダと警防団の連続性

に関してはこれまで日本軍政の研究の中では注目されたことがない、新しい視点である。

第三章『「伝統」の萌芽』では、隣組制度が、ジャワ全域でいっせいに導入される以前に、先駆的な試みがさまざまな形で別個に行われ、のちにそれを後付けで法的に位置付けたことが紹介されている。

第四章『「伝統」の展開』では、隣組が1944年1月にジャワ全島でいっせいに組織されたことを述べている。本章では日本の隣組との比較にも言及し、オランダ統治期にはまったく省みられなかったゴトン・ロヨンを制度化して、その骨子としようという日本軍政当局の意図を検証している。

第五章『「伝統」の弁証法』では、隣組には権力を表象する防空、防火、防諜、防犯、上意下達、農産物の増産供出の機能など「権力の規制」という側面と、了解性を表象する「住民の互酬」という側面があることを指摘し、相反する位相にある機能の弁証法的方法によって支えられてきた、と主張する。そして伝統は書き手が志向する権力性と、受け手が受容する了解性の相補的なせめぎ合いの構造の中で成立すると指摘している。

第六章『「伝統」の鼓吹』では、具体的にどのように隣組制度を推進していったのかを、研修、講習会、常会での議題、模範隣組の紹介などを通して記している。日本人の参加が奨励されたことなども記述している。第四章、第五章、第六章は、いずれも隣組の実態について極めて詳細な事例を提示している。

第七章『「伝統」の視聴』では、隣組の普及、理想的な形態等を住民に周知し、受容を促すことを目的とした宣伝工作について述べている。隣組を宣伝する中でどのような表現やレトリックが使われたのかなどの内容分析が目的であったと思われるが、本章の大部分はそれよりも、宣伝工作に使われたメディア一つひとつについての、ツールとしての詳細な記述に割かれている。

第八章『「伝統」の貫徹』では、隣組とジャワ奉公会の関係を論じている。これまでの研究でも指摘されているように、ジャワ奉公会は隣組とほぼ同じ時期に、ともに、ゴトン・ロヨンという伝統をベースにして導入され普及していった。

第九章『『伝統』の再発見』では、スカルノが1950年代に「伝統」をどのように再発見し、概念化し、鼓吹したのかについて論じている。スカルノの、マルハエンとの出会いやデサへの視線が述べられたのちに著者は、スカルノはゴトン・ロヨン、パンチャシラ（建国五原則）を縮約するものとして位置付け、その五原則は最終的にはゴトン・ロヨンというひとつの原則に収斂されるものだと解釈する。次いで著者は、1950年代に大量な人口流入に直面したジャカルタ市が、日本軍占領時代の隣組を模してルクン・トゥタンガ（RT）とルクン・カンブン（RK）という隣保制度を導入したことについて触れ、これをゴトン・ロヨン精神の復活・鼓吹と見ている。つまりこの時期の隣保組織も、ゴトン・ロヨンの「伝統」に根付くものとして導入されたという点を強調している。

終章『『伝統の制度化』の今日的文脈』では、本書のまとめと同時に、隣組を今日の文脈で記述しており、わずかながらスハルト開発独裁制度下の隣保制度についても触れている。

それでは以下において、本書全体を大観して、論評をさせていただきたい。本書は、隣組をさまざまな側面から詳細に分析する中で、これまで日本のみならず、インドネシアや欧米の研究者たちによっても、ほとんど知られていなかったいくつかの新たな情報や知見を提示しており、史料的な価値が高い。例えば、重要でありながらこれまでまったく検討の対象とされることがなかった旧慣制度調査会や、ジャワ島全体での隣組導入に先だって各地で単発的に類似の組織が設立されていたことに関し、史料的に裏付けて紹介している。丹念な資料探求に基づく大きな功績であろう。

しかしながら一方で、いくつか残念に思う点がある。その一つは史料的な偏りである。非常に多くの情報を収集しているが、その大部分は日本軍の傘下で出版された新聞、雑誌、官報、調査記録、諮問委員会の答申などだということである。プロパガンダ性が強くバイアスのあるそれらの資料を批判的に読むためには、為政者側の意図のみならず、実際にこの組織が社会の中でどのように受容され記憶されているのかを語ってくれる、別の角度

からの記述が必要である。例えば当時を生きた人によって記された記録があれば望ましいが、ない場合には、現地での聞き取りである。現在は戦時期を直接知る人もほとんどおらず、後世に語り伝えられた記憶しかないが、著者が現地に赴いて研究した1990年代には、まだ直接の体験者からの聞き取りが可能であったと思われる。さらにインドネシア国立文書館が1980年代に網羅的に実施したインタビューの音声記録や、戦時期或いは戦争直後に連合軍の捕虜になった兵補（日本軍に雇用されたインドネシア兵）等の尋問記録（オランダの諜報資料）なども残されている。日本以外のソースに依拠することによって、おそらくゴトン・ロヨン以外の、隣組の全般的な性格が浮き彫りになったのではないだろうか？

そのことと関連するが、第二に本書は、ゴトン・ロヨンという「伝統」を強調するあまり、隣組本来の（と評者は考える）、当局による「統制」や「管理」という側面が希薄になっているのではないかと思われる。確かに、ゴトン・ロヨンという「伝統」との親和性が隣組を摩擦なく住民に受け入れさせる際の潤滑油となったが、それ自体は手段ないしは方法であって、最終目標ではなかった。敵との交戦中に、異民族を統治するという困難な問題を抱えていた日本軍にとって、いかにして治安を維持し、いかにして住民を管理するかは、最大の関心事であった。統治者の意向を幅広く周知させなければならず、上意下達のメカニズムも必要であった。また、増産や供出、ロームシャの徴発などにおいては強制力を伴って動員することも必要であった。これらすべてを円滑に遂行するに際して、著者の言うように、確かにゴトン・ロヨンという「伝統」による、一体感の醸成や助け合いが必要になってくる。そして実は、「相互扶助」は「連帯責任」の裏返しであり、そこには、義務を共有するという側面もある。そしてそれこそが、日本軍の統制を住民間で徹底させるための強力な武器であったのではないだろうか。著者もそれを否定しているわけではなく、第五章の「権力の規制」でも言及しているが、ゴトン・ロヨンという「伝統」が強調されるあまり、読後感としては隣組の調和的な部分がより強く評者の脳裏に焼き付けられた。

次いで第三の問題点は、軍政期の隣組を研究する最大の今日の意味は何かという問いに答えていないことである。それは、隣組制度が、スハルトの開発独裁期に復活・強化され、民主化後の現在も延々と続いて、住民管理という点で重要な役割を果たしている、ということにあるのではないだろうか。つまり隣組やジャワ奉公会などの日本時代の統治システムは、1970年代に、権威主義体制を確立しつつあったスハルトが、基本的な制度として、大いに参考にした施策であった。隣組には、「住民管理」、つまり組長を通じて地域社会への人の流入を把握して人口動態を管理し、成員たちの日常の動向を相互監視するためのメカニズムが巧みに備わっていたのである。それはスハルトの権威主義体制を支え、政治的安定を作り出すのに寄与した。著者も、終章でそのことに触れているが、残念なことにはわずか2ページしか割かれていない。著者は、これまで独立後の隣保組織についても多くの優れた論考を発表している。しかしその成果が本研究ではほとんど反映されていない。

最後にもう一つ問題を指摘すると、隣組に関する先行研究の紹介がないのは残念である。実際には評者が知る限りにおいても、日本やアメリカで数件は関連論文が出版されているが、それに関しては言及がない。たとえ内容がとるに足らないものだと判断したとしても、また視点が異なるにせよ、隣組を題材にしている以上は、その評価を付して言及してほしかった。

以上日本の書評の慣習を破って、かなり辛口になってしまった。専門が近い人間が書評するととかく辛口になってしまいがちなことをお許しいただきたい。しかし、上記のコメントの一部はものねだりであり、もちろん全体としてこの大作の意義を損なうものではないことをあらためて申し上げたい。隣組ならびにその周辺の課題に関する綿密な情報をかくも多く紹介したというだけでも十二分に評価されるべきことである。新史料も数多く発掘している。それは長い年月をかけて行われた血の滲むようなライブラリーワークの結晶であり、心から脱帽したい。それだけにこのゴトン・ロヨン論議だけに終始させるのはいささか残念であるので、ぜひ今後さらなる視点から論議

を發展させていただきたいと切に望むものである。
(倉沢愛子・慶應義塾大学名誉教授)

林 行夫(編著)、『日本と東南アジアの仏教交流——その史実と展望——』(龍谷大学仏教文化研究叢書 42) 三人社, 2022, 244p.

本書は、龍谷大学世界仏教文化研究センター仏教史・真宗史総合研究班による、「日本と東南アジアの仏教交流」(2017～2020年度)で行われた12回の研究集会(16の報告)をもとに、報告者の内の8名による執筆で構成されている。

編者による「はしがき」では、日本と上座仏教圏における、長年にわたって折り重なる様々なすれ違いが指摘されている。例えば、戦前からの日本におけるアジア諸国蔑視や未開視、日本仏教優位の立場から理解され、時に軽視・黙殺されてきた上座仏教。また上座仏教研究の知見自体も、地域研究や人類学的研究の内部において深められてきたが、日本仏教やその研究と十分な形で接続されてはいない点。本書は、そういったすれ違いから一歩先に進むため、近年新たに見つかった資料を踏まえつつ、先述の研究集会の成果をまとめたものである。

この「はしがき」の端々には、先のすれ違いに対する、静かな怒りや哀しみのような重苦しさを感じられる。ただし、本書全体を読み通してみると、すれ違いの狭間に差し込む、幾筋かのきらめきも見えてくる。

以下、まずは各章の紹介を行い、それぞれに評者の簡単なコメントを付してみたい。(なお本書評では上座部仏教と上座仏教といった2種の表記が混在しているが、はしがき・各章の要約では著者の用語選択を尊重しそれに合わせ、評者の意見等については上座部仏教を用いている。)

第1章の村上忠良「仏教交流の実相への視座——タイと日本の関係より」では、日本と東南アジアの仏教における諸関係を「交流」という言葉で表現することの安易さを指摘し、きめ細かな諸関係を捉えようとする。著者は、日本の新宗教のタイ布教における「葛藤」を前提とした「寄り添

い」と「ずらし」の実践を足がかりにし、「同じ」仏教だから「交流」しうるとか、教派や教団の立場での「大きな物語」の「交流」に注目する立場を取らない。代わりにタイで一時出家した研究者やジャーナリスト、タイで長期出家を経験している日本人僧侶、タイにおける日本の新宗教に着目し、そこで紡がれる「小さな物語」、「違い」を越境しつつも物語形成までには至らない無数の「断片的エピソード」としての「交流」、そしてそれらが連鎖していくことを、『『新しい』ものを生み出す動態の兆し』として指摘する。評者としては、本稿が示した視点がインタビュー等により、濃密な記述と深い議論として展開されることを期待する。

第2章の伊東利勝「日本とミャンマーの仏教交流——『入竺比丘尼』に見るネーションとジェンダー」は、浄土宗務所の助成により1926年1月から1928年3月にインド・セイロン・ビルマを訪れた尼僧の村上妙清に注目し、その体験記『入竺比丘尼』(1944)における近代的国家・民族アイデンティティに強く影響を受けた教義交流の(閉ざされた)様子を描いている。自身を比丘尼として捉えていた村上は、ビルマやセイロンにおいて、正式の比丘尼とはみなされず(そもそも当時の上座部仏教では比丘尼の伝統は途絶えており、日本仏教には出家者を規定する律が欠けている)、比丘とは異なってあまり敬意を示す対象とはされない尼僧として扱われた。村上はそこに律を欠いた日本の大乘仏教や、男性優位の日本仏教界への問題を感じつつも、現地における比丘尼不在は、気概の不足した現地の尼僧の精神性(その根底にある民族性)に原因があるのだという視点にすり替えてしまう。著者は「こうしたアプローチは現在も変わっていない」(p.57)と述べるが、評者としてはやや性急な判断に感じる。指摘された問題があることを評者も同意するが、他方で現代の日本仏教の実情や実践者の多様性も考慮する必要があるかと思う。また著名な学僧でもない村上に、教義的な乗り越えを期待するのは荷が勝ちすぎではないだろうか。

第3章の大澤広嗣「仏教学者の上田天瑞と陸軍中将の牟田口廉也——インパール作戦の開始前後における会見」は、戦時中にビルマに滞在し上座

部仏教僧として得度経験を持った仏教学者の上田天瑞の略歴や南方留学の様子、インパール作戦を率いた陸軍中将の牟田口廉也とのつながりを取り上げている。新史料とその発見経緯などの紹介もある。ただし、本稿は「上田のビルマ関係史料に関する序論」(p.66)にあたるものであり、十分な分析がなされているわけではない。評者としては、上田と牟田口や軍との関わりだけでなく、上田のビルマ仏教やビルマ人僧侶理解のあり方が気になった。日記の記述を一部見る限り、上田の牟田口への思いとビルマ人僧侶への思いには、温度差を感じる。急な異動でのビルマ滞在は2年間のみであり、帰国直前に90日間の出家経験を得たが、この限定的状況で、どの程度ビルマ語ができ(通訳利用のみ?)、ビルマ仏教の何をどう理解したのだろうか。そういった点から上田の著作を読みなおす必要があるのではないかな。

第4章の中西直樹「明治期日本人僧侶の暹羅布教」では、明治期の暹羅(シャム)つまりタイ国への日本人僧侶の布教に関する関係資料の翻刻と、武田恵教(真宗大谷派)、宮本英龍(本願寺派)、概旭乗(浄土宗)の暹羅布教の経緯の記述がなされている。武田は南清(清の福建省など)での布教の失敗後に、当時200万人を超えていたタイの清国人(中国系移民)の要請を受けて暹羅布教に転進する。しかし暹羅側の疑念もあり布教は難航し、朝鮮北部布教へと進路を変えている。宮本も同様に南清での布教がうまくいかず、暹羅布教に活路を見だし、在留邦人や清国人や現地人への布教を試みたが2年弱で撤退した。概(およびその後水澤泰澄)が暹羅の数少ない在留邦人を対象に布教を行うが布教状況は不明となっている。このように暹羅での布教は、1907年から1908年までの約2年間に留まり、その後は、朝鮮・関東州での植民地経営の展開に伴い布教者たちはそちらに転進することになったと、著者は述べている。評者としては、タイの中国系移民と日本仏教の布教師との間に接点があったことが意外に思われた。一方で、民間信仰や少数の大乘仏教寺院など華人系宗教がタイに流入するものこの頃であり、上座部仏教とは異なった移民宗教のダイナミズムを感じた。

第5章の清水洋平「仏教經典をめぐる日タイ交流の史実と現実」は、タイにおける貝葉等の仏典写本が日本に渡来した経緯や、その内容、写本の研究上の価値などについて論じている。大谷大学が所蔵するタイの仏典写本を中心に、日本国内の他大学に所蔵されている写本についての情報を整理し、仏典寄贈の交流を捉えようとしている。また大谷大学所蔵のうちタイ王室寄贈のものについて、著者は従來說とは異なり、19世紀末にシャム（タイ）へ留学した真宗大谷派僧侶の生田（織田）得能が、1890年の帰国時に、当時の東本願寺法主の大谷光瑩へ受け渡しを託されたものではないかとの仮説を提示している。1888年に来日したシャム全権大使ブラヤー・パーサコーラウォンを法主が歓待し、ラーマ5世に法具等の贈り物をしたことへの返礼ではないかとの読みである。仮説自体も興味深いが、評者として気になったのは、タイの国家的慣例として仏典写本贈呈のプロトコルがあるのかどうかである。煌びやかな外装だけでなく、当時のタイでも徐々に読まれなくなっていたコーム文字の写本、中でも論蔵の註釈写本を中心に返礼品として送ってきた意味は何なのだろうか。またパーリ三蔵の印刷版が初めて刊行された（諸外国にも贈られた）のが1888年から1892年だが、仏典の質的意味合いが大きく変わるこの時期と何か関わりはあったのだろうか。

第6章の神田英昭「タイ仏教と日本仏教は対話できるか——タイ仏教への掛け橋になる」は、これまでの5つの論稿と異なり、日本仏教とタイ仏教の間の掛け橋となるような事例として、僧侶としての立場から自身の宗教的实践を紹介する。著者は、真言宗の僧侶でありつつ、タイで3年間、上座仏教の比丘として過ごした経験を持っている。バンコクの僧院ワット・ラージャブーラナ（通称ワット・リアップ）の境内にある日本人納骨堂の管理業務を兼ねた出家であった。帰国後に真言宗僧侶として活動しながら、日本人参加者を募って三泊四日のタイ仏教巡礼を企画し実行するようになる。本稿の後半はそのような巡礼企画の紹介となっている。そこでは、托鉢行への同行、無常の死生観が普通のこととして体験される葬式寺、現代的な瞑想部屋や活発な法話など多彩な催しが行

われるBIA（Buddhadasa Indapanno Archives、ブッタタート比丘¹⁾）を記念する資料館を兼ねた仏教施設）の訪問などが行われている。評者としては、日本仏教に今何が求められているのか、タイ仏教巡礼を通じて日本の人々が何を得たのかについても知りたいところである。

第7章の林行夫「石井米雄と日タイ仏教交流」では、東南アジア史研究・タイ上座仏教研究の発展に多大な貢献を果たした石井米雄を中心に、藤吉慈海や佐々木教悟などタイ仏教の研究にも携わった同時代の仏教学者、日本に留学し日本の暮らしや文化や宗教をタイに伝えたサティアン・パンタランシーなどの、研究における立ち位置なども取り上げている。石井は戦前生まれではあったものの、大乘仏教重視の理念的立場や、東南アジアを未開の国と位置付ける蔑視といった当時の風潮には取り込まれず、タイで出家の経験をもち、生身の人間の生活からタイ上座仏教を理解しようとした。そのため、大乘優位の立場からタイの仏教に接しようとする日本仏教の僧侶たちに嫌悪感を抱き、律を持たない日本仏教の僧侶に対しその存在様態の矛盾を批判的に捉えていたことが、エッセイや手稿をもとに明らかにされている。そして著者は「むすびにかえて」において、「わが国においてこの仏教は、仏教そのものにでなく世俗の評価や動向に自らの存在理由を求めることに奔走する。近代日本の宗派仏教の現実である」（p. 199）と述べている。評者としては、その発言の趣旨は理解できるが、いささか性急なステレオタイプ視にも感じるし、同様の批判的主張がタイ社会の中でサンガ批判に用いられることもあるのではないと思う。石井や著者の幾重にも重なる悲嘆を受け止めつつも、それをきめ細かく解きほぐし、さらに日本仏教（研究）についても人類学的・異文化研究的な視点で、生活の現場から理解していく先に、交流の兆しも見えてくるのではないだろうか。

1) ブッタタート比丘（1906-93）は、在家者における悟りへの実践や、社会参加仏教の思想基盤を提示するなど改革の思想を展開したタイ上座部仏教僧侶。他宗派・他宗教にも開かれた姿勢をとっていた。

第8章の藤本晃「仏教の交流、比丘サンガの交流」では、まず仏教交流の3つのレベルが定められている。第1に部派分裂などにみられる、「比丘サンガ」同士による同じ地域内の他者との交流、第2に上座仏教圏内の僧侶・国家の交流といった、各地域の同じ仏教同士の「仏教文化」の交流、第3に上座仏教と日本仏教の交流のような、「各地域の文化」レベルつまり仏教伝播地内における異なる仏教同士の交流である。とりわけ第3のケースが本稿の中心となっており、浄土真宗寺院の住職である著者自身が、スリランカ出身の上座仏教比丘スmanaサーラ長老と出会い、自身の真宗寺院の活動に上座仏教的要素を取り込んでいるあり方を紹介している。このような交流的实践が可能となった背景として、スリランカ仏教やタイ仏教といった文化的特性を帯びた上座仏教を「脱文化」化し、日本人の思考や生活に合わせて教えを説くスmanaサーラ長老の活動方式や、釈尊の教えがよくわからないという真宗寺院の檀家からの問い掛けへの著者の対応といったものがある。評者としては、こういった生活の現場からの地平の融合は、大きな運動ではないとしても、近年、あちこちに現れているのではないかと感じている。

本書の問い掛けと試みは、学問分野の越境、信仰実践の越境、慣習的实践の越境の可能性を示唆している。特に第6章や第8章に見られる、日本仏教や上座部仏教の僧侶による新たな試みなど近年の状況は示唆的であり、第1章で指摘されている「小さな物語」「断片的なエピソード」にも注目する必要があるだろう。そして何より本書自体が、長年のすれ違いとそれを越境する試みの産物でもある。今後は、本書で記された多層的で絡まり合った越境的関わり（交流）やすれ違いのイメージを解きほぐし、上座部仏教と日本仏教の双方における学的不いしは宗教的営みを、生活世界のレベルから丁寧に捉えて接点を見つけることが、課題となるのではないか。

(矢野秀武・駒澤大学総合教育研究部)

西 芳実、『夢みるインドネシア映画の挑戦』英明企画編集、2021、346+xixp.

本書を読み、ふと気づかされたことがある。まだ見ぬこれからを「夢」として語れる空間が、私たちのまわりからどれだけ失われてしまっているか。デジタルコンテンツやSNS、さらに生成AIの登場で、あらゆる国の情報や、そこに住む人びと自身が発信する書き込みにも私たちは自在にアクセスできるようになった。ただしそこにあるものの多くは、すでに見えるもの、または見せるためのものであり、「まだ見えないもの」ではない。まだ見えないもの、たとえば「夢」のビジョンを少しでも掴もうと、人はそれを誰かに語り、また聴いてもらっていたはずだった。失われてしまったのはそのような「夢語り」の空間のことである。

「夢みるインドネシア映画の挑戦」をタイトルとする本書は、1998年のスハルト政権崩壊から今日にかけて、民主化とともに成長してきたインドネシア映画を語る一冊である。取り上げられる200本余りの映画の舞台がタイトルごとに表示された国内外の詳細なマップや政治・文化史に対応した制作年度の年表のほか、インドネシア映画に関する新旧の学術的論考リストまでが収録された本書は、たとえばバリ島がインドネシアにあることを知らない読者にもインドネシアの文化や歴史について深い理解を促す解説の書であり、同時にインドネシアの文化史に関心を寄せる研究者にとっては精緻で有益な事典の趣を持つ。しかし本書はなによりも、時間をかけてなされた映画による語り、そこに向けられた真摯な傾聴の記録であるように思う。

本書の主題は、民主化とともに成長した映画というメディアが、インドネシアの過去の記憶や傷ついた理想にどのように向き合い、新たな「夢」として語り直すことに挑戦してきたかを読み解き、辿ることにある。1. 父（政府）・子（国民）関係の見直しと再構築 2. 規範意識や信仰をめぐる実践や意識の変容 3. 国民や地方の受難の掘り起こしとその共有という、以上3つのテーマを軸に作品の読み解きが展開する第2部以下を概観してみたい。

始めに論じられるのは、スハルト流家族主義的政権が崩壊した後の「父」の権威の行方である。第1章では民主化と同時に台頭した若手映画人の筆頭としてリリ・リザ監督の作品が取り上げられる。不自由のない暮らしを与えられながら、親世代とは疎通せず、次第に閉塞する若者たち（『クルドサック』）、父親のふるまいから、母親とも、芽生えた恋の相手とも別離をしいられることになる少年（『ビューティフル・デイズ』）、60年代に反スカルノの学生運動家として活動しながら登山事故で命を落とし、次世代を見ることのなかった中華系青年（『GIE』）、そして、熱意ある女性教師や仲間たちとの助け合いで、「父」に頼らずとも健全に育つ子供たちの物語（『虹の兵士たち』）。どの物語も「父」と次世代との不連続を多様な形で表している。

第2章は家父長制の語り直しに注目する。ニア・ディナタ監督は「一夫多妻」を妻たちの視点から「女たちが男たちを共有すること」に読み替え（『分かち合う愛』）、「インドネシア映画の父」と称される巨匠、ウスマル・イスマイル監督の古典的作品を女たちが取り仕切る一家の物語にリメイクしてみせた（『三人姉妹』）。ヌルマン・ハキム監督はジャワ農村の名家の凋落を題材に、家父長制を支えている女たちがその役割を放棄したとたんに権威を失う父や家の在り方を描いている（『窓』）。

第3章では、もう存在しないはずの「父」がその子らに及ぼし続ける影響が、スハルト辞任から10年余りを経た2010年代の作品群から様々な角度で捉えられてゆく。亡き父親へのわだかまりを抱えながら自らの夢を追求する先に、父を受け入れてゆく若者たち（『珈琲哲学』）、「内なる父」に囚われ、自分も完璧な父親になるべく規範に縛られた夫とその妻の緊張関係（『魔の11分』）、そして14年の歳月を経て「父」から解放され、失った恋を成就させる『ビューティフル・デイズ』続編の主人公たち（『再会の時』）。では、やがて父親となった者はどういう「父」になるのか。第4章ではスハルト政権期からテレビドラマとして親しまれたシリーズ映画が取り上げられ、挫折や迷走を繰り返したのち最後には家族に受け入れられ、支えられる男たちの姿が示し出されている（『ドゥル』及び続編2編、『チュマラの家族』）。

第3部は既成の社会規範による呪縛と闘うインドネシア映画を、とりわけ女性たちの境遇に関心を寄せて読み解いている。

第1章では信仰が生み出す諸問題に焦点が当てられている。『楽園への長き道』は2002年にバリ島で起きた爆弾テロを、計画、実行、犠牲、報道のそれぞれの視点から描き、『愛の逸脱』は地域社会を舞台に信仰実践の違いをめぐる衝突と和解を描いているのだが、これらの映画にみる暴力や不寛容の背景には、世界最大のムスリム人口を擁しながらイスラーム世界の周縁とみなされてきたインドネシアの人びとの「自信のなさ」が見え隠れする。続く第2章では、そのような「自信のなさ」への応答が海外を舞台とする作品群に見出される。中東の留学先で「本場のムスリム男性」と卓越したイスラームの知識で渡り合い、現地のムスリム女性にも見初められるインドネシア人男性の物語はその後のイスラーム的映画流行の端緒となり（『愛の章』）、続いて欧米を訪れたインドネシア人女性が非イスラーム社会に生きるムスリム女性たちとの交流を通じ、ムスリムとして主体化されてゆく物語などがつくられた（『欧州に輝く99の光』及び続編）。また、信仰に目覚めた女性たちが妻や母として「宗教的に正しい行為」を実践しようとするがゆえの、現実との葛藤も描かれるようになった（『望まれざる天国』I, II）。

第3章では、男たちがつくった規範に向き合う女たちのありようが考察され、まず大都市や海外ではなくジャワの農村に出自を持つ「イスラーム寄宿舎塾長の娘」という新たなヒロインたちの登場が紹介される。彼女らのある者は男社会という監獄のなかで自由を求めて闘い（『ターバンを巻いた女』）、ある者は既存の権威や秩序に自らをおもねつつ、「奇跡に導かれる」ことで願いを成就する（『愛が祝福されるとき』）。しかし「ジャワの娘」である以上、彼女たちは常に「良き母、良き妻、良き娘」の規範に呪縛されている。一方、そうした「ジャワの娘」のロールモデルとなってきたのは女子教育の祖としてスハルト時代に国民の英雄とされたカルティニであることに本章は言及する。新たなカルティニ像の模索を通じた規範の問い直しも試みられているが（『カルティニへのラブレ

ター』、『カルティニ』)、ムスリムであることを矜持として越境し、グローバルに活躍する「ジャワの娘」たちが描かれるようになり、カルティニとは違う生き方を選んだ等身大のヒロインたちによって、「良き娘」が自己実現を果たすモデルが示されるようになった(『ジルバブ・トラベラー』他)。

結婚や出産によって、娘から妻や母となった女性たちにも変化が現れた。スハルト政権期のホラー映画には、夫以外の男たちに襲われた女たちが「良き妻」「良き母」から「傷つき、汚れた犠牲者」となり、不義を訴えるために化けて出て、最後は(男である)イスラームの導師によって成敗される物語が繰り返し描かれた。しかしそのリメイク作品では、化けて出た女は自らを死に至らしめた不義の存在を夫に知らせ、夫とともに家庭の秩序回復のために戦う。秩序は常に男に掌握されまた回復されるという旧来のストーリーがそこではことごとく転倒されている(『スザンナ——墓の中で息をする』)。また、イスラーム色の濃いジャワではなく辺境の島を舞台に展開する別の女の物語は、女性主人公を攪乱された秩序の無辜の犠牲者としてではなく、自ら秩序を回復し、守るために闘う勇者として描きだすことで、女の名誉についての「語り直し」を果たしている(『マリナの明日』)。

第4部は「国民的悲劇に向き合う」をテーマに、革命や政変、内紛や災害が個人や社会にもたらした傷に、インドネシア映画はどのように対峙してきたかを問う。

第1章は、真相が解明されないまま50年以上が過ぎた9.30事件の傷跡を「国民的悲劇」として語り直す試みに注目する。事件の犠牲者が現代に現れて無念を晴らす物語(『紅いランタン』)や、非業の死を遂げた主人公が幽霊となって引き起こす混乱に事件の諸相を重ね合わせる物語は、あえてインドネシアでも絶大な人気を持つホラー映画のスタイルで描かれている(『スデルボロンの伝説』)。また、アメリカ出身の映画監督が事件の被害者と加害者双方の現在に焦点を当てて制作した2作のドキュメンタリーは、事件の実相を海外の視角から世界にさらして話題となった(『アクト・

オブ・キリング』、『ルック・オブ・サイレンス』)。もともと、これらのドキュメンタリーの結末は被害者と加害者どちらの側にも救済や安寧を与えるものではなく、インドネシアの映画人たちには課題が残されたと本章は指摘している。一方、自国の問題を解決する国外からの視角の重要性を追認するように、事件を暗示する物語が国際社会を背景としたSFファンタジーの手法で描かれた(『フォックストロット・シックス』)。

第2章は「別離」という悲劇をクローズアップする。65年の政変によって帰国の途を絶たれた主人公のもとに、50年後届けられる祖国の恋人にあてたはずの開封されていない手紙——過去の経緯が明らかになりわだかまりは解ける。それでも失われた時間は取り返せない(『プラハからの手紙』)。独立戦争のゲリラ兵として出奔した夫の消息を訪ね、旅を続ける老婆——9.30事件や開発政策がもたらした過酷な過去とともに明かされた思いもよらない事実を老婆はただ静かに受け入れる(『他者の言葉の物語』)。そして、98年の政変に至る混乱のなかで消息を絶ち、今なお行方の知れない詩人、ウイジ・トゥクルと彼を待つ妻の出口のない孤独(『ソロの孤独』)。愛する人の消息も、遺体さえも見つからないとき、その身体の不在は埋め合わせることのできない溝(傷)となってあとに残された個人を苛む。それでも映画という媒体がそのような溝に寄り添おうとするときに、傷ついたインドネシア社会全体が多様な形の和解に開かれてゆく可能性を本章は示唆する。生身の身体はそれ自体がそれぞれの体験を記録して他者に伝えるメディアであるというメッセージも、虚構が創られる仕組みを暴き出すのと同時に映画は伝えることができる(『サイエンス・オブ・フィクションズ』)。

最後に取り上げられるのは、アチェ州と東ティモールを描いた作品群である。インドネシアからの独立をめぐるこれらの地域が長らくさらされてきた紛争や、災害の実態が明らかになるにつれ、傷ついた人びとの経験をインドネシア全体の経験として語り直す視座から映画がつくられるようになった。なかでもアチェの津波被災と復興を描いた映画には、災害が結果として内戦にもたらした

和解の気運が強く反映されている（『デリサのお祈り』他）。しかしそれらの映画には内戦そのものが一切描かれていないこと、そしてそれこそが、内戦について語ることの難しさを示していることを本章は見逃さない。『バスは夜を走る』は、アチェを彷彿とさせる紛争地を通過する夜行バスが政府軍、反乱軍の双方から狙われ、乗客全員の命が危険にさらされる様を描き、内戦のもたらす理不尽を「紛争は犠牲者を選ばない」というメッセージで示している。しかしそこに被害を受けた個人にとっては明らかな加害者の責任は問われていない。

インドネシアの介入によって「正されるべき辺境」として描かれていた東ティモールでも、独立後、過去に起こった不正義を告発する映画がつくられるようになった。本章の最後に紹介される『ベアトリスの戦争』は、「インドネシア」に尊厳を奪われ続けた東ティモールの女たちが、土地に残り、敵と味方どちらをも受け入れて子をなす育ててゆくことで、自らに起こった悲劇を伝え残す物語である。

「この物語をどのように自分の問題として受け止めるのかは、インドネシア社会に突きつけられた問題であるとともに、同時代を生きる私たちすべてにも投げかけられている」（p.308）。最終章である本章はこのような言葉で締めくくられている。

著者は、インドネシアの名のもとに過去の歴史の負の遺産を引き受けて未来へ語り直そうとする人びとの試みを「インドネシアという物語の織り直し」と呼び、映画という媒体にその重要な役割を見出した。幾多の作品が縦横に成すつながりは、巻末にも紹介されるシネアストたちや、これらの映画に新たな希望を託した人びとに織り上げられ、さらなる「これから」に向かってプロセスが開かれた「夢」のテキストである。

それぞれの「父」と決別したのち、途方に暮れながらも「これから」を模索してきた第2部で辿られる主人公たちの足跡は、「開発の父」と呼ばれたスハルト大統領の退陣と同時に突如与えられた自由に戸惑いながら、軌道修正を重ねてきたポストスハルトの若者たちや女たち自身の試行錯誤とそのまま重なり合う。スハルトなき時代の「ある

べき父（またはその受け入れ方）」のロールモデルが、かの時代のお茶の間に繰り返し登場していたテレビドラマ主人公たちの20年余りを経て描かれる「その後」に示されるという指摘に、スハルト流家族主義を日常意識に刷り込まれてきたオーディエンスひとりひとりの「内なる父」の書き換えに必要とされた歳月を思う。

規範の呪縛との闘いを取り上げる第3部では、国内の民主化と世界規模で展開するグローバル化を背景に、インドネシア人が抱き始めたひとつの自意識がつまびらかにされる。ひととき身近になったアラブ諸国との接触がもたらす「ムスリムとしての自信喪失」が『楽園への長き道』にも描かれたテロリズムや『愛の章』に始まるイスラーム的映画の流行の背景にあるという洞察は、この時期になってにわかにベールを被るようになったオーディエンスたちの行動原理の説明にもなる。そして若いムスリム女性たちの越境物語の源流をローカルな規範に縛られ海を越えることができなかったカルティニの悲劇に見出す読み解きから、自己実現やあらゆる意味での越境を繰り返し迫るデジタル情報を日々消費しながら、決して情報流通のスピードと同じ速度では変化しない自らの生活の場でジレンマにさらされ始めたオーディエンスたち自身が浮かび上がる。彼女たちがベールをまとった「現代版カルティニ」の越境物語を必要としたように、フィクションを通じてなされる「規範の語り直し」は、オーディエンスである彼女たちの現実と理想を折衝するものにもなるのだ。

政変や紛争、災害がもたらした悲劇と向き合う映画の挑戦を扱った第4部では、映画表現の饒舌さよりもむしろ、「語りきれないこと」「語るのをためらわれること」に意味が見出される。被害者と加害者が今も同じ社会に暮らす理不尽が現実であり、善悪で裁き切ることができない悲劇を語ろうとするときに起こる「言いよどみ」を自ら受け入れ、克服しようとする試みにこそ、映画という表現が現実の社会が抱える傷に寄り添う姿勢が示される。そして「インドネシア」が他者を蹂躪する物語からも視線を逸らさず、オーディエンスひとりひとりがそれを自分自身の物語として受け止めるところに、「これから」が開かれてゆく。

30年以上続いた開発独裁政権の始まりと終わりという歴史のうねりが名もなき個人にもたらしたはずの、どこにも記録されず、語られることもない記憶や喜怒哀楽の一つ一つを、映画はフィクションという形で紡ぎ出す。そのような無数の物語から織り上げられるテキストがそれぞれの記憶や思いを託して観る人びとと共鳴するときに、インドネシアをめぐる「まだ見ぬ夢」のビジョンは生み出される。著者はそのビジョンを克明に読み解き、入念な脚注で補いながら、ひとりでも多くの読者に届くよう言葉を尽くしているのである。

著者はその著書『災害復興で内戦を乗り越える——スマトラ島沖地震・津波とアチェ紛争』（2014年、京都大学学術出版会）に記されているように、アチェをフィールドとする地域研究者として、その地が紛争で二重三重に傷つき、続く災害から和解へと導かれるまでの痛みの現場に立ち会い、人びとの肉声を聞いてきた。中央政府と和解する以前のアチェで、独立派の青年が著者に、インドネシア側の国民的シンガー、イワン・ファルス之歌を弾き語って聴かせたという本書あとがきに記されたエピソードに示されているように、ねじれやもつれ、亀裂や矛盾を含みながら個人が抱く夢やその残骸までもが、歴史をつくる推進力でありうることを著者は身をもって知っている。だからこそ映画というテキストが語ろうとする「声」を受け止めることができるのだ。本書に紹介された一つ一つの映画と、それらが語る「夢」に耳を傾ける著者とのあいだに共有されてきた、時間と空間の集積を思わずにはいられない。

その一方で、著者も言及しているように、民主化から四半世紀が過ぎてコロナ禍も経た今、インドネシアでも映画とその観られ方は著しく変容している。映画視聴の場は映画館から再生機を利用したテレビやパソコンに、そしてスマートフォンへと移りつつある。さらには一つの映画をあらすじに短縮したファスト映画が流行し、映画をそこにまだない何かを想像し語り合うためのものとしてではなく、他のコンテンツと同様に、すでにある情報として「消費」すべきものとみなす世代が

台頭している。そうした意識の現れか、閉塞しているがとりあえず安定している現状を追認する、あるいはまるで、「夢」など誰も見なかったことにするような映画も登場した。近年、昨今の90年代カルチャーブームにのってつくられた青春映画『ディラン1990』（2018）シリーズは、東ティモールの掃討作戦で功績を挙げた国軍幹部の父を持つ少年ディランと、同じく国軍幹部を父に持つ少女が、双方の親たちに祝福されつつ愛をはぐくんだ（民主化前の）90年代初頭を、現在は成人となり別々の暮らしを持つ彼女らの追憶としてひたすらノスタルジックに描いている。そこには夢や未来はなく、同じく高校生男女の恋物語で本書にも取り上げられる『ビューティフル・デイズ』（2001）の主人公たちが、「父」亡きあとに関係を成就したのとはあまりにも対照的である。それでも『ディラン』シリーズが前代未聞のヒットを記録し、劇場ばなれを起こし始めたZ世代の若者たちをふたたび銀幕へと向かわせた出来事を私たちはどう読むべきなのだろうか。「夢」は避けられているのか。それとも夢と呼ばれるものの意味が変わりつつあるのか。それもまた、「同時代を生きる我々すべてに投げかけられている問い」なのかもしれない。

（竹下 愛・東京外国語大学非常勤講師）

参考文献

- 西 芳実. 2014. 『災害復興で内戦を乗り越える——スマトラ島沖地震・津波とアチェ紛争』 京都：京都大学学術出版会.

津田浩司. 『日本軍政下ジャワの華僑社会——『共栄報』にみる統制と動員』 風響社, 2023, 780p.

本書は、日本軍政期（1942～45年）のインドネシア（旧蘭領東インド、蘭印）とりわけジャワ地域に定住していた約70万人の中国系住民（以下、当時の呼称に従った本書の語法に倣い華僑と総称）に対する軍政府の諸政策と華僑側の対応、ひいては当時の華僑社会の実態を詳細に明らかにした、全780頁の大著である。

従来、この時期の華僑に関する知見は、インドネシア華僑研究の側からも日本軍政研究の側からもほとんど空白に近かった。本書でそれを埋めることが可能になったのは、軍政下で華僑の手によって華僑向けに発行されていた唯一の新聞『共栄報』（華語版とマレー語版）の原版を著者自らインドネシア国立図書館で発掘し、利用可能な形にして復刻出版していたからである〔津田 2019〕。それ自体史料価値のきわめて高い『共栄報』全32巻（いずれも日刊で華語版通算1058号、マレー語版（Kung Yung Pao）通算932号、さらに華語版の前身『新新報』全14号、マレー語版の前身『洪報（Hong Po）』190号までを含む）を著者自身が改めて読破し、基礎資料とすることによって本書が成った。

本書は「はじめに」及び序章と終章及び「あとがき」並びに索引等（これらも重要かつ読み応えがある）に挟まれた、本体Ⅰ～Ⅳ部・全12章から成る。

第Ⅰ部は「資料としての『共栄報』」と題し、軍政のプロパガンダ紙としての側面をもつ同紙を基礎資料として用いる上で踏まえるべき事柄を周到に検討する。第1章で蘭印時代からの華僑ジャーナリズムの系譜における『共栄報』の位置を確認した後、第2章では他の華僑系新聞・雑誌が全て停刊とされた軍政期、独り『共栄報』のみが刊行された経緯や編集体制の推移・人員の顔ぶれなどを分析する。第3章は『共栄報』のメディアとしての特徴を使用言語や紙面構成などの面から検討する。この第Ⅰ部はいわば準備作業としての史料批判なのであるが、ここまでで既に158頁（本文約12万字、註約8万5千字、計20万字強。ちなみに本書全体では本文に註を加え総計約100万字）を費やしている。

第Ⅱ部「日本軍政の開始と華僑社会の混乱」は、日本軍が蘭印全土を制圧しジャワにおいて第十六軍による軍政が始まった1942年3月から約半年間に華僑社会が直面した課題とそれへの対応ぶりを描く。第4章では、日本軍上陸直後の権力空白時に生じた現地住民による略奪行為によって難民化した華僑の救済のため、ジャワ各都市で後の華僑総会にもつながってくる諸組織が立ち上げられ活動を開始した経緯が描かれる。第5章では、日本軍政当局から潜在的な「敵性外国人」とみなされ

た華僑が、出生地等の多様性に拘らず一元的に強制された外国人居住登録制度と、それに伴う法外な登録料納付の要求に、各地の華僑社会指導層が貧困者への善処などを当局にかけあいつつ、必死に対応したさまが描かれる。同時に、難民救済とあわせた喫緊の対応を通じ、各地の華僑社会が文字通り華僑社会として凝集していったという重要な指摘がなされる。第6章は、日本軍政による最初の大規模な住民動員運動である「3A運動」（アジアの光・日本、アジアの母体・日本、アジアの指導者・日本、というスローガンの普及運動）に華僑社会がどう対応・協力したかが描かれる。ほぼ同時期に旧来の華僑指導者のうち親オランダもしくは抗日運動リーダーなどとみなされた人々が一斉に逮捕・拘禁され、それまで華僑社会で最も影響力をもっていた中華総商會が解散に追い込まれる中、首都バタヴィア（1942年12月にジャカルタと改称）の黄長水をはじめ日本軍政期に華僑社会を代表する人士が台頭したこと、華僑にとってはインドネシア人（蘭印時代の「原住民」）、アラブ人、インド人などと協力する枠組みが初めて与えられた点で重要な意味をもっていたことなどが指摘される。

第Ⅲ部「華僑総会の成立と展開」は、軍政開始の半年後から各地で発足し始めた華僑総会（史上初の華僑社会の統一組織）の設立経緯や組織の内実、その活動の展開過程を追う。第7章では、首都の華僑総会の準備組織として1942年9月に発足したバタヴィア華僑総会籌備委員会の編成過程と活動内容を分析する。第8章では、日本軍の上陸後閉鎖されていた華僑学校が、華僑総会（初期にはその前身組織たる籌備委員会など）を通じた統制のもとで再開・展開した過程と各校の教育実態について精緻な分析がなされる。蘭印期に華僑（特に現地生まれのプラナカン）の半数近くが就学していたオランダ語系の学校や教育が禁止され、中国語による教育を基本とする方向が採られたため、華僑の華僑化（中国化）が進んだこと、マレー語（インドネシア語）教育が進展した「原住民」との間にいわゆる「複合社会」的な断絶状況がいつそう強められたことなどが指摘される。第9章は、華僑総会の設立が、3A運動に替わる軍政協力運動

プートラ（3A運動と異なり、専ら原住民を対象とした）の設立と並行する施策であったことを明らかにした上で、華僑総会を通じ、華僑の生活現場でいかに人々の統制と経済資源の動員がなされていたかを、飛行機献納運動や貯金奨励運動、宝石収集運動などの具体例ごとに追究する。

第IV部「強まりゆく統制・動員の諸相」では、軍政期後半から終盤にかけての華僑社会の動向を、ますます厳しくなっていく軍政当局の諸施策とそれへの対応の過程として分析する。第10章は、1943年2月に突如導入され華僑に課された移住・旅行取締令の導入と撤廃の経緯と背景を、これに関係する可能性のある諸事象（地下抗日運動の発覚、華僑を現地政治へ参与せしめる施策など）の真相と共に検証する。第11章は、1944年頭に「全ジャワ住民を打って一丸とする新住民奉仕組織」＝ジャワ奉公会を設立することが告知されるとほぼ同時に、軍政の末端組織として確立すべきことが謳われた隣保組織＝字（あざ）常会・隣組制度の導入の過程と華僑社会にもたらしたそのインパクトを分析する。第12章では、1944年後半以降、日本にとっての戦局の悪化に伴い、華僑の警防組織が（原住民の組織とは別建てで）立ち上げられていった過程を追ひ、非常に情報の錯綜した諸組織の関係や実態の解明を試みる。

終章は、日本の降伏前後の状況、軍政期の主な関係者たちの「その後」の概況を記すと共に、『共栄報』から見えること／見えないこと」を改めて整理し、考察を終える。

本書の貢献点は何より、インドネシアの華僑研究・日本軍政期研究の双方で体系的知見の欠けていた軍政期の華僑をめぐる状況について、日本側の政策の推移とその狙い、華僑側の対応（時に両者の応酬）と帰結、さらには当時の華僑社会の実態（特に種々の組織・団体・学校などの消長を中心とする社会生活の諸相）を、世界的にも初めて詳細に明らかにしたことである。軍政が企図した華僑の統制と動員に関わる大きな枠組みから華僑側の諸組織・個々人の細かな動向まで、各章とも無数の発見に満ちており刺激的である。単に分量が多いだけでなく、手堅く高質な記述で全編が貫かれている。

貢献点の二つ目は、史資料の活かし方を新たに開拓したことだろう。旧来の華僑新聞が全面禁止された中、『共栄報』が日本軍政の意図を伝えるためのプロパガンダ紙という側面をもつことは、所与の条件である。プロパガンダ紙だから使えない、とはなから無視するのは「思考停止」だと著者は言う。前述の通り第I部を丸々費やすほどの周到な史料批判を施し、『共栄報』の特性をつかんだ上で、全体のコンテクストから行間の意味を読み取る、また当局の官報や当該の事柄に関わった華僑・日本人当事者の手記・回顧録をはじめとする他の様々な資料と突き合わせて「ウラをとる」など細心の証拠固めや照合・推理を重ねれば、たとえ軍の検閲が入っていても、当時の社会の実情を生き生きと再現する上で驚くほど豊かな情報源とすることが可能だ、ということを今回（自ら復刻もした）『共栄報』を一つの例として実証してみせた意義は大きい。

資料とも関わる方法論に関して言うと、最終的な叙述は実証史学の体裁をとっているが、著者の本来の専門である文化人類学の考え方や、ジャワにおける二十数年来の実地調査で培われたのであろう現場感覚がそこかしこに活きている。少なくともジャカルタについては、当時日本側・華僑側の諸組織の拠点に使われた建物の跡地や（蘭領期、日本軍政期、独立期と名称の変遷した）通りなどをくまなく歩き、それらの現況や互いの地理的關係を確認し直している。おそらく執筆中の著者の頭の中には、現在のジャカルタに重ねて約80年前のパタヴィアの街並みや行き交う人々の姿までまざまざと浮かび上がっていたことだろう。その「空気感」は本書を読む読者にも伝わってくる。そうした舞台の上で、名前を同定されただけでも1,000人近い（華僑のみならず他のインドネシア人や軍政に関わった日本人を含む）人々が、先行き不透明な戦時下、各々の職務や信念や思惑のもと複雑に絡み合いながら展開した、緊張感あふれる人間ドキュメントに仕上がっている。

もう一つ特筆すべきは巻末資料の充実ぶりであろう。特に索引は、①全60頁を費やし、②人名、地名、主に日本側の諸組織、主に華僑側の諸団体、学校・教育関連機関、事項、新聞・資料や刊行物、

法令などの8カテゴリーに分け、③本文のみならず膨大な註からも余さず拾っている。学術書は単に読むものでなく、他の／後続の研究者が「使う」ものだということを踏まえた、非常に親切な作りである。著者の要望であったろうが、それに応えた出版社にも敬意を表したい。

最後に著者の今後の研究に向けた注文を一つ記しておく。本書の序章で著者は、この書の課題を「……日本軍政期を通じて彼ら（華僑）に対しどのような施策が展開され、……華僑社会の側はどのようにそれに応じていったのかを、微細に描き出すこと」（p.55）だとする。そして『『微細に』』とここであえて述べたのは、そうすることこそが、いわゆる『大きな物語』に回収されるのを避け、可能な限り同時代人々の経験に接近する方法だと信じるからである」と言う。著者いわく「ここで遠ざけたい『大きな物語』とは、主要にはふたつある。ひとつは、いわゆるナショナリズムの物語であり、もうひとつは、当時の日本軍政のプロパガンダが見せようとした絵に基づく物語である」。¹⁾

ナショナリズムや日本の戦争スローガンに代表されるイデオロギーを基準に人々の言動を安直に価値判断するのでなく、人々や組織がどのような状況で何を言い何をしたのか、その事実自体をコンテクストに即して「微細に」明らかにするという著者の姿勢は本書を通じて徹底しており、それを目指すと言った課題は十二分に達成されている。

だが、本書においては、ナショナリズムや戦争をはじめとする「大きな物語」は著者が追及し描き出す膨大な事実の「前提」ないし「背景」としてのみ扱われている点が、評者にはいささか不満なのである。²⁾ ある時代・地域の社会やそこに生き死にする人々の生活も喜怒哀楽も、それらを翻弄する「大きな物語」の分析抜きには究明し切れないのではないだろうか。グランド・ナラティブを

語らない、というのはここ数十年の学界の流行りでもあり無難な姿勢でもあろう（むろん本書をなすまでの著者の苦心を否定するものではない）が、本作以降の著者にはそこに安住して頂きたくない。³⁾ 人類史の「大きな物語」は21世紀にも終わらないであろうし、歴史叙述は大から小まで自分なりの物語を紡ぐことなしには成立しない。今後はぜひ「大きな物語」自体の生成・普及・影響のありさまを「微細に」分析し描くことにも挑んでほしい、というのが評者の希望である。

（貞好康志・神戸大学大学院国際文化学研究科）

言及・参考文献

- リオタール, ジャン＝フランソワ. 1989. 『ポスト・モダンの条件——知・社会・言語ゲーム』 小林康夫（訳）. 東京：水声社. （原著 Lyotard, Jean François. 1979. *La condition postmoderne: Rapport sur le savoir*. Paris: Éditions de Minuit.）
- 津田浩司. 2011. 『『華人性』の民族誌——体制転換期インドネシアの地方都市のフィールドから』 京都：世界思想社.
- . 2017. 「『歴史をまっすぐに正す』ことを求めて——国家英雄制度をとおした、ある歴史家の挑戦」『『国家英雄』が映すインドネシア』, 山口裕子；金子正徳；津田浩司（編）, 213–260 ページ所収. 松本：木犀社.
- . （監修・解題）. 2019. 『復刻 共栄報 1942～1945』台北：漢珍數位圖書；東京：ゆまに書房.

	櫻田智恵. 『国王奉迎のタイ現代史——	
	プーミポンの行幸とその映画』 ミネルヴァ書	
	房, 2023, vii+323+20p.	

プーミポン国王の地方行幸が「国王神話」の形成に大きな役割を果たしたことは広く知られている。しかしどの時期にどのような行幸を行ったのかを一次資料にあたって詳細に調べ上げ、その意

- 1) このように、著者がいう「大きな物語」とは、この語の提唱者であるリオタールの元々の用法（科学が自らの正当性を担保するための哲学）とはかなり異なる〔リオタール 1989〕。
- 2) 個人や社会の実態を「大きな物語」に回収せず、「微細に」描くというのは、実はデビュー作〔津田 2011〕以来の著者の基本姿勢であり真骨頂でもある。おそらく本書はその到達点であろう。

- 3) 津田〔2017〕は、インドネシアの「国家英雄」の指定・顕彰制度を題材に、ナショナリズムと歴史叙述をめぐる諸問題に小稿ながら鋭く切り込んでいる。

味をタイ現代史の流れの中に位置づけた研究はこれまでになく、それを成し遂げた本書の学術的意義は非常に大きい。タイ政治に関心を持つ者にとっては必読書の1つになるであろう。本書は以下のような構成になっている。

序章 「プーミポン国王」とは何だったのか

第一部 「国王神話」の黎明

第一章 プーミポン国王が背負った「使命」

第二章 行幸開始前夜

第二部 「国王神話」の揺籃

第三章 プーミポン国王が行く

第四章 膨らむ国王の存在感

第五章 分身化する映画、奉迎の「完成」

第三部 「国王神話」の佳境

第六章 生身の国王が行く

第七章 御簾の奥へ

補論 タイにおける映画の歴史

終章 神話「プーミポン国王」の誕生

結びに

「結びに」に書かれている「本書では、タイ地域研究における根本的疑問とも言えるプーミポン国王がなぜ人々から敬愛されるのかという問いに挑んだ。できる限り一次資料から、地方行幸と『陛下の映画』の開始と展開について詳細に見ていくことで、『プーミポン国王』という神話が形成・流布していく過程の一端を描き出すことができた」(p. 305)という文章は、本書の特徴を的確に表している。

著者が描いたのは大きな現象の「一端」である。十分に明らかにされてこなかった重要な「一端」を詳細に調べ上げた意義は極めて大きい。しかしその「一端」についての描写があまりに濃密であるために他のさまざまな「一端」の存在が読者の視野から抜け落ちてしまう危険性もあるように思われる。本書評では、本書が明らかにした「一端」を相対化する必要性を中心に論じることとする。

著者の「できる限り一次資料」にあたるという姿勢は賞賛に値する。膨大な公文書に目を通すことは忍耐力を要する作業である。しかし公文書は、行幸を企画し、実行した側によって書き残された

ものである。著者は、公文書だけでなく、当事者へのインタビューも行っているが、インタビューした相手は行幸を企画、実施した側の人物であり、一般住民へのインタビューは行っていない。

大きな現象のすべての面を明らかにすることが難しい場合、比較的調べやすい「一端」について集中的に情報を収集し、まずはその「一端」を明らかにすることは決して悪いことではなく、学術的にも正しい判断であろう。しかしそのような場合でも、それ以外の「一端」の存在をある程度は意識することが望ましい。

第一章では、「陛下が訪問された地域では、その後年を追うごとに暮らし向きが良くなっていきます」「陛下が通ったところはどこでも、年を追うごとに素晴らしい改善が見られます。……人々の健康状態はより良くなり、環境は良くなり、経済状況も良くなっています」(p. 57)という文章や発言を引用しているが、それが事実であるかは検証していない。

著者が指摘しているようにプーミポン国王の地方行幸の行き先には大きな偏りがあり、行幸回数は離宮のあるプラチュアアップキーリーカン、チェンマイ、サコンナコン、ナラティワートの4県が突出している (pp. 68-69)。この4県のうち、バンコクから近く、フアヒンというリゾート地のあるプラチュアアップキーリーカン以外の3県の平均家計所得は77あるタイの県の中の下位にランクされる。貧しい地域の状況を改善するために離宮を作り、そこを重点的に訪問したとも解釈できるかもしれないが、国王が盛んに訪問してから50年近く経っても、これらの県の社会経済状況が他県とさしてかわらなかつたり、見劣りしたりするという事実は、行幸の効果に疑念を抱かせる。評者は、1980年代後半にサコンナコン県で農村調査を行ったことがあるが、実際には農民たちの生活向上に役に立っていないのに、行幸や王室プロジェクトの効果が過大に喧伝されていることに対する不満の声も耳にした。

第七章では、1970年代後半に「国王の慈雨プロジェクト」が小学校の教科書に掲載されるようになったことにも言及している (pp. 249-251)。「天才科学者」でもあるとされるプーミポン国王が考

案した方法によって人口雨を降らせ、水不足に苦しむ農民たちを救うというプロジェクトであるが、その評価は都市部と農村部とでは大きく異なる。教科書に書かれていることと実態との乖離を目の当たりにする機会の少ない都市部では「慈雨プロジェクト」は国王の慈愛の深さと知能の高さを示すものだととらえる人が少なくなかったのに対し、毎年のように水不足に苦しむ地域では、「慈雨プロジェクト」が実際にはあまり効果がないことを実感している人が多く、プロジェクトの評判は芳しくない。

チェンマイとサコンナコンは2000年代以降、タクシン派の牙城となってきた。国王や王妃がタクシン元首相を好ましく思っていないことを知っても、これらの県の有権者の多くはタクシン派の政党に投票し続けた。行幸も慈雨プロジェクトも、実態とはかなりかけ離れた宣伝映像や教科書の記述のみを目にする都市部の住民と、実態を目にすることの多い地方の農民たちとでは、国王のイメージ向上効果に違いがあった可能性には本書は言及していない。

「プーミボン国王がなぜ人々から敬愛されるのか」という問いは、確かにタイ地域研究において重要な問いである。著者は序章の冒頭で、2016年にプーミボン国王が崩御した際の様子を描写している。「国王が入院していたシリラート病院の周辺には、国王の写真を持って快復を願いに訪れた人々が多くいた」(p. 1)、「(崩御後は)黒服を着用しない者などには、前国王を侮辱しているとして、リンチなどの制裁が加えられることさえあった」(pp. 1-2)と書いている。どちらも事実である。

しかし2020年に王室改革を要求するデモが起きた時に保守派の論客が述べた「こうしたデモに参加している者の数はタイ国民全体からみればごくわずかの割合でしかない」というロジックを適用すれば、国王が今まさに息を引き取ろうとしている時になっても、圧倒的多数のタイ人はシリラート病院に駆けつけなかったのもまた事実である。

評者は、国王崩御の翌日にバンコクに飛んで、バンコク市内を歩き回ったが、黒服を着ていない人も結構おり、リンチに遭うこともなく平然と街を歩いていた。崩御後の数日はショッピングモー

ルのゲームセンターも営業を続けており、若者たちが笑い声をあげてゲームに興じていた。記帳場が設けられた王宮にも崩御の2日後に行ったが、それほど長い列ができていたわけではなく、あまり長く待つことなく記帳できたし、記帳の列に並んでいる人たちの中には、王宮内の建物を背景にして笑顔でセルフイーを撮る人も少なくなかった。国王への敬愛の度合いには、タイ人の間にもかなりの濃淡の差があったが、そうした濃淡の存在は、公文書を読んだり、役人にインタビューしたりするだけではなかなか見えてこない。

本書には、タイ人が国王に対して抱く感情の多様性にあまり注意を払わなかったと感じられる箇所がいくつかある。例えば、序章では「国王が政治に密接に関わる体制を、民衆はなぜ積極的に支持してきたのだろうか」(p. 26)という問いも立てている。「国王が政治に密接に関わる体制」を「積極的に支持」した人がいたことは間違いない。しかし積極的に支持しなかった人もいた。「民衆はなぜ積極的に支持してきたのだろうか」ではなく、どのような人たちがどのような時に積極的に支持し、どのような人たちがどのような時に積極的に支持しなかったのかという問いをまず立てた方が、より深い考察ができたように思われる。

第七章では、1988年のプレーム首相の退陣について、「国王はプレームにこの上奏文を転送し、プレームは総選挙後の首相続投を辞退した。プレームの退陣劇は、次のことを示している。まず、国民が政権に対する不満を国王に上奏する、つまり政治的な問題を国王が解決するという体制を国民が容認していることである」(p. 258)と書いている。プレーム首相を辞任させるべきだと国王に進言する上奏文に署名したのは99人の知識人たちであった。タイ国民のごく一部でしかない。国王を政治に関与させるべきではないという理由から、この上奏文への署名を断った大学教員も何人かいたし、このような上奏文の提出を批判した著名人も何人かいる。国民という語に何の限定語もつけずに「国民が容認している」と断定してしまうと、国王の政治関与について、タイ人の間にも以前から多様な意見があったことを見えにくくしてしまいかねない。

本書は、1950年代から70年代にかけて行幸や「陛下の映画」によって「国王神話」が着実に構築され、1980年代までにそれは揺るぎないものとなり、国王が「御簾の奥」に引きこもり、行幸を行わなくなっても神話を維持できるほどになったと論じている。「国王神話」が1990年代にピークを迎えたことは他の研究者も指摘しており、「国王神話」構築の試みを一種の成功物語として描くことは誤りではないであろう。ただし、その「成功」は完璧なものではなかった。しかし本書は、第七章の最後の節の直前まではほぼ完璧な成功物語として描き続ける。

「国王神話の薄暮」と題された第七章の最後の節はわずか7ページ弱しかないが、この節では、不敬罪の廃止や国王が政治に関与しないことを求める王政改革要求運動が2020年に大きな盛り上がりを見せたことにも言及している。著者はこの節を「今、タイの人々は長い間魅せられてきた『国王神話』の幻影から目覚めつつある。……『プーミボン国王』を思い浮かべる時、人々は『古き良き』時代の象徴として彼を思うのか、それとも現在起こっている政治的問題の『根源』として思うのか、……タイは今、まさに大きな転換期に立っている」(p. 302)という文章で締めくくっている。

すべてのタイ人が長い間「国王神話」に同じ程度に魅せられてきたわけではない。1970年代に学生運動に参加していた評者の知人の一人は、国王の肖像を掲げていれば治安部隊も発砲を躊躇するだろうと思って防弾チョッキ代わりに国王の肖像画を頭上に掲げてデモ行進をしたが、治安部隊が国王の肖像画など気にせず発砲してきたので、銃弾で穴だらけになった国王の肖像画をこの役立たずと罵って思いきり踏んづけて逃げたと1980年代前半に語っていた。

著者は、「目覚めた人々」という言葉は、2020年の王政改革要求デモでアーンノンが初めて使ったように書いているが(p. 301)、この言葉が王室に批判的な人たちの間で広く使われるようになったのは、2008年10月にシリキット王妃がタクシン派の政権を選挙以外の方法で倒そうとする黄シャツの運動を支持する姿勢を明確に示し、それをプーミボン国王が黙認した時からである。王族の政治関

与に対するタイ人の間の意見の相違は、ワチラロンコン国王の治世になって初めて生じたものではなく、プーミボン国王の治世から生じていた。

本書が丹念に描いた「国王神話」に魅せられたタイ人が大勢いたことは間違いない。多くのタイ人が「国王神話」に魅せられた過程の「一端」を丹念に描いた本書の意義は非常に大きい。ただし、本書は、「国王神話」に魅せられた度合いは人によってかなりの違いがあり、国王の政治関与についてはこれまでも、そしてこれからも、タイの人たちの間に多様な意見が併存し続けることを常に忘れずに読む必要がある。

(浅見靖仁・法政大学法学部)

福岡まどか(編著).『現代東南アジアにおけるラーマーヤナ演劇』めこん, 2022, 253p.

インドの二大叙事詩の一つラーマーヤナは、9世紀頃から東南アジアに広く伝わり、各地の宗教や哲学、芸能などと結びつきながら、それぞれ独自の発展を遂げてきた。興味深いことに、この古代インドから伝わる大叙事詩は、現代社会において伝統文化として過去に閉じ込められているのではなく、今なお多くの人に日常生活のなかで親しまれ、参照され、更新され続けている。

本書は、今なお変化を続けるこのラーマーヤナを主題として取り上げ、その東南アジアにおける多元的な意味と表象を考察しようとするものである。以下では、まず本書の内容について概観し、その意義と課題について論じたい。

第1章で示される本書の構成に従えば、読者は最初に3つの映像作品を見ることになる。作品は、本書の作品紹介ページにあるQRコードを読み取ることで鑑賞することができる。最初の作品、インドネシアの女形舞踊家のディディ・ニニ・トウォによる舞踊劇《人魚ウラン・ラウンとアノマン対レカタ・ルンブン》は、ディディがカンボジアの伝統舞踊に見られる人魚とアノマン(ハヌマーン)のエピソードに着想を得て制作されたものだ。

続くアニメーション作品は、インドネシアのジョグジャカルタ出身のダラン(インドネシアの

伝統的影絵芝居の人形遣い)でありアニメーターでもあるナナン・アナント・ウィチャクソノによる《ラーマーヤナ：最後の使命》。中部ジャワに伝わるラーマーヤナの最終部分のエピソード「ラーマ転生す」を基に構成された本作では、伝統的な影絵の動きとシルエット・アニメーションの手法、ジャワのガムランとデジタル音楽といったように、時代を超えた技術が組み合わせられている。

最後は、インドネシアのスマトラ島メダン出身の作曲家ケン・スティーヴンによって創作された《シーターの火の試練》という合唱の映像作品。シーターがラーマに貞節を尽くし続けてきたことを証明するために、自ら火の中に入るというこの演目。ケンクライマックスに向かうにつれて高まる緊張感を、バリ島の上演芸術ケチャを用いて見事に表現した。

これら3つの作品の後に、論考部分が続く。論考部分は3部構成となっている。第1部「ラーマーヤナの多元的解釈」では、ラーマーヤナの多様な解釈のあり方に焦点を当てる。第1章は編者の福岡まどかによる論考だが、これは第1部のなかの一つの論考というよりは、本書全体の序章の役割を果たしている。事実、第1章の第1節ではこの共同研究の目的が説明され、続いてラーマーヤナの基本情報、東南アジアにおけるラーマーヤナ的位置付けが示され、本書全体の前提を構築している。第4節では、インドネシアのコミックにおけるラーマーヤナの再解釈と大衆化、シンガポールにおけるマレー人ディアスポラによるラーマーヤナ演劇の上演、ASEANのラーマーヤナ共同制作を取り上げ、現代東南アジアにおけるラーマーヤナがもつ多様な意義が具体例をもって示される。

第1章には付論があり、そこではラーマーヤナの大筋が示され、頻繁に上演される演目や主要登場人物が解説される。本書は他にも、各論文の冒頭で、その論文が対象とする国・地域における登場人物名をサンスクリット語の人物名と併記するなど、ラーマーヤナ初学者でも理解しやすい構造になっている。

第2章(執筆者：平松秀樹)では、タイの特撮映画におけるラーマーヤナ(タイではラーマキエンと呼ばれる)が取り上げられる。タイ初のラー

マーヤナの実写映画「スック・クンパカン」に見られるコミカルな演出を、コーンと呼ばれるタイの伝統的な仮面舞踊でのラーマーヤナと比較考察し、ラーマーヤナの庶民化に貢献したと結論づける。第1章のインドネシアのコミックの事例が思い起こされ、インドネシアではコミックを通して、タイでは特撮映画を通して、ラーマーヤナが広く庶民化していったことが分かる。現代の大衆的なメディアを通してラーマーヤナの受容層が拡がり、そこから新たな物語が生み出されようとするダイナミズムが、本書を通して描かれる。

第3章(執筆者：梅田英春)は、バリ島で上演される「クンバカルナの戦死」の物語を取り上げる。セリフや上演の構成方法を分析し、各ダランによるこの物語の解釈を問う。本章の最大の特徴は、執筆者の梅田自身もダランであり、その梅田自身による物語の解釈も考察の対象となっていることだ。バリのダランと自身の解釈の比較考察を通し、上演される場所の歴史や文化のコンテクストに即して台本を再構成するという、ダランの創造的な語りのあり方を明らかにし、今日において、なおラーマーヤナの物語が新たに語り直されていく様相を示した。

第4章(執筆者：サムアン・サム)はカンボジアのラーマーヤナ(カンボジアではリウムケーと呼ばれる)を扱う。カンボジアの多様なコンテクストにおけるラーマーヤナのあり方が網羅的に示され、その歴史的展開が跡付けられる。

第2部「多様化する上演コンテクスト」では、ラーマーヤナ演劇の内容や解釈から、それが上演される場のコンテクストに視点を移す。シンガポールにおけるインド人ディアスポラによるラーマーヤナの上演を取り上げた第5章(執筆者：竹村嘉晃)は、東南アジア各国を代表する文化としてのラーマーヤナというこれまでの視点とは異なり、東南アジア地域のなかにあるインド人コミュニティによるインド性の表象に焦点を当てる。シンガポール、インド、インドネシアのアーティストによる共同制作とされる『アンジャーネーヤム』の制作背景の分析を通し、一方では本作がシンガポールにとって異文化の共同を体現した、まさに多民族国家シンガポールで上演されるにふさわし

いものであったとする。他方、大事な役どころは全てインド人によって担われていたことから、実は本作はグローバルなインド文化を表象するものだったという指摘は、一つの作品の中にあるラーマーヤナの重層的な意義を示している点で興味深い。

第6章（執筆者：福岡まどか）は、観光というコンテキストにおけるラーマーヤナ演劇の特徴を描き出す。ジャワの舞踊劇スンドラタリ、バリ島のケチャ、タイの観光客向けのコーンの3つの事例の分析を通し、伝統的な上演のコンテキストに存在した儀礼の遂行や神への捧げものといった意味が、外部のまなざしに文化を効果的に提示することへ変化していくことや、物語の筋を理解しやすくするために、直線的なプロットを提示したり、スペクタクルを強調したりするという特徴を明らかにした。

第3部「表象されるラーマーヤナ」では、ラーマーヤナが人々によってどのような意味づけが行われ、表象されてきたのかということについて議論される。

第7章（執筆者：日向伸介）では、近代タイの知識人がラーマーヤナとコーンを、どのように自国の文化として位置づけてきたかという問題を取り上げる。絶対君主制期、立憲革命以降と時代を区分し、代表的な知識人による著作や紀行文、トリノ万博会場のスケッチやコーン劇のパンフレットなどの資料を用い、タイにおけるラーマーヤナとコーンが自国の文化として見なされていく過程を跡付ける。本書において唯一近代に焦点を当てた論考であり、東南アジア各国のナショナル・アイデンティティとラーマーヤナの関係性をテーマとして扱う本書の中で、大きな意義を持つといえる。

第8章（執筆者：福岡正太）は、日本の国立民族学博物館の展示や所蔵品を分析し、日本においてラーマーヤナがどのように紹介されてきたのか、また、そうした収集や調査活動が現地の文化にどのような影響を与え得るのが検討される。第7章の後半部分でも、タイに渡った日本人工芸家の三木栄によるラーマーヤナに対する認識が扱われているように、第3部では日本との関係までもが視野に入れられている。

以上に見てきたように、本書はラーマーヤナ演

劇の多元的な意味に、歴史学や人類学といった学問領域から、実践者自身による視点、さらには作品そのものまで用いるなど、実に多角的な視点から迫り、その諸相を示してくれる。扱う事例も、コミック、特撮映画、ワヤン、仮面舞踊、観光文化、博物館展示と幅広い。

古代インドという時間的にも距離的にも離れたところで生まれた一つの叙事詩が、1000年以上もの長い年月を通して東南アジアで広く受け容れられ、その今日的な文化の中心となり、現在も新たな物語が語られ更新され続けているということは、私たち日本人にとっては想像し難い現象だ。それを、これだけの具体性と広がりをもって、日本人の読者に向けて示した功績は大きい。

また、各論文はラーマーヤナの基本的な理解を前提とせず、あらすじの解説や各国の人物名の違いも整理されているなど、ラーマーヤナに馴染みがない読者でも十分に理解できるよう配慮されており、ラーマーヤナを理解するための基本文献としても読める。

3つの作品を鑑賞することから始まるという本書の構成は、編者によれば、上演芸術に関する学術的書物のあり方を模索した結果であり、特に、これらの作品が参考資料としてではなく、「学術書の重要な一部分として」位置づけられていることは（p. 42）、本書の大きな特徴といえる。本書の制作時期が新型コロナウイルスの感染拡大と重なっていることにも注意を払いたい。2020年、世界中の博物館・美術館が閉館を余儀なくされ、展覧会は軒並み中止となり、芸術家も発表の場を失った。こうした状況下で、本書のようなかたちで芸術家と鑑賞者を結びつけようとした例は極めて少なく、芸術界が直面した大きな問題に、一つの回答を示すものであったといえる。

しかし、本書にも課題として指摘すべき点はいくつかある。まず、学術的書物における新たな試みとしての作品収録については、それらの作家が全員インドネシア人であることの偏りが否定できない。本書全体のテーマが現代東南アジアのラーマーヤナ演劇なのであれば、少なくとも複数の国・地域の作品を入れるべきだっただろう。

また、第1部と第2部の各章の考察が、主に作

者や演者というラーマーヤナ演劇の担い手の言説を偏重している点にも課題が残る。作者の言葉が作品について考える上で重要な一次資料であることは間違いないが、そこで述べられた意図が実際の作品や上演のなかでどれだけ達成されていたのかということを客観的に分析しなければ、作品が持つ意味やその役割を論じきることはできないのではないだろうか。

さて、本書中では、「現代アート」や「現代アートシーン」といった言葉が何度か使用されている(pp. 20-21)。しかし、本書中でこの言葉が指す領域と、インドネシアの近現代美術史を専門とする評者がこれらの言葉から想起する領域にはずれがあるように感じられた。評者が想定する「現代アートシーン」、つまり一般に美術と呼ばれる領域で活動する作家には全く言及がなかったからだ。例えば、インドネシア現代美術における重要作家の一人F.X. ハルソノには、スーツを着用したハルソノが顔を赤く塗り自身を魔王ラーヴァナに見立て、時の大統領スハルトの選挙における不正の暗喩として、ワヤンの仮面とそれを置いた椅子を燃やしチェーンソーで破壊する *Destruction* というパフォーマンス作品がある。これはまさにラーマーヤナの現代的展開を示す重要な作例ではないだろうか。こういった領域にまで視野を広げ論じることができれば、より多角的に東南アジアのラーマーヤナ受容とその展開を示すことができただろう。

しかし、これは必ずしも本書の価値を減ずるものではない。むしろ、こうした同一の言葉における認識の違いから、新たな研究の可能性が見えてくる。「アート」という言葉やその制度の受容と変容のプロセスのなかで、美術におけるパフォーマンスと上演芸術はどのように分かれていき、そこにはどのような意味があるのか。ラーマーヤナは両領域でどのように参照され、どのような展開を見せているのかといった新たな課題が想起され、大いに刺激を受けた。ラーマーヤナを媒介に多様な領域を扱う本書は、美術のみならず、他にも多くの分野における研究の展開をもたらししてくれるだろう。

(羽鳥悠樹・九州芸文館)

中島成久、『アブラヤシ農園開発と土地紛争——インドネシア、スマトラ島のフィールドワークから』法政大学出版局、2021、xxiv+314+31+viii p.

本書は、インドネシアのアブラヤシ農園業の急成長に伴い各地で頻発する土地紛争について、スマトラ島を事例として土地政策と開発政策を歴史的に分析し、その複雑な問題の原因を明らかにし、紛争解決の方向性を示すことを目指している。この目的のため、本書は植民地期、スカルノ期、スハルト期、さらに改革期の4期に分けて土地政策の変遷を追い、第I部で土地紛争の淵源を、第II部でアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の実態を、第III部でアブラヤシ農園をめぐるヘゲモニー関係を扱う。なかでも1960年の「土地基本法」で認められた共有地権(Hak Ulayat)とは何か、それが現実の紛争において紛争当事者間でどう理解され、なぜ対立を招いているのかを明らかにすることが本書の課題である。

I 本書の内容

まずは、各章の内容を紹介しよう。序章「アブラヤシ農園開発と土地紛争」では、紛争農園の治安維持に軍、警察、あるいはブレマン(やくざ)の果たす役割が大きいことに注目している。農園の支配・管理というヘゲモニー関係は、農園内部の労働者の支配・管理、民族間関係、ジェンダー問題とも複雑に関係している。さらに序章と第1章「共有地権の歴史的展開」では、研究の背景として、近年のアブラヤシ農園の面的な急拡大と、土地紛争の頻発の様が具体的な数値で示される。

第I部第2章「大農園に有利な土地分配政策への転換」は、インドネシアにおけるアブラヤシ産業の発展を大農園と小農との関係から論じる。1910年代よりアブラヤシ農園ビジネスが始まったインドネシアでは、1977年から小農も植栽に参加する中核農園小農方式(PIR)が開始される。権威主義体制のもとで開始されたPIRは、企業が経営する中核農園と小農所有農園(プラスマ農園)の面積比率が2対8であった。しかし、改革後「パートナーシップ政策」の名のもとその比率は最大8対2

に変化して土地紛争頻発の背景となった。この時期は大農園に依存しない独立自営農が増加した。

第II部第3章「狩猟採集民族オラン・リンバの土地権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と生存戦略」は、パプアにおいて会社が所有者らから取得した慣習的土地権地において紛争が生じたケースを紹介する。インドネシア政府は、2007年の「先住民の権利に関する国際連合宣言」に賛成票を投じたものの誰が先住民なのか定義がないとしているが、アマンなどのNGOは先住民（Indigenous people）の権利擁護を目指しインディジナス・ピープルを「マシヤラカット・アダット」と訳して、その権利擁護のための運動を行っている。本章ではそのマシヤラカット・アダットの例として、ジャンビ州のオラン・リンバが取り上げられる。オラン・リンバは、アブラヤシ農園拡大によって土地を奪われ悲惨な状況に追い込まれたが、2000年国立公園が設立されてオラン・リンバの生活圏が認められた。この地で実施されている社会林業は、オラン・リンバに現金収入の道を広げているが、土地権が回復できなければ本質的な解決にはならないとする。

第4章「共有地権をめぐる闘い——西パサマン県の事例より」では共有地をめぐる戦いが、西スマトラ州の西パサマン県における事業権が設定された土地の紛争として説明される。1990年代より西パサマン県では民間企業によるアブラヤシ農園の開発が、多くナガリ（村）の共有地を利用して行われた。住民にプラスマ農園のしかるべき土地が与えられていない、補償金額が約束と異なるなど、会社と住民の間の土地分配の約束が履行されず、土地紛争が絶えない。こうした事例に基づき、共有地の権利がどこまで保たれるのかという重要な問題を議論している。

第5章「アブラヤシ農園開発とニース人違法入植者排斥事件」は、とかく差別をうけてきたニース人移住者が、西スマトラ州西パサマン県の保全林から強制的に追放された事件を扱う。社会の最底辺労働者層を構成するニース人は、北スマトラや西スマトラにおけるアブラヤシ農園の拡大とともに農園労働者として各地に移住してきた。地元民は、増加するニース人違法入植者にいらだち、

彼らを帰郷させるよう各自治体に要求し、2010年4月、警察や地元民600人によるニース人襲撃事件が起きた。これに対し、ニース人住民らは国家人権委員会に訴えた。著者は、この襲撃の裏には、知事の選挙時のニース人の支援の動きをめぐる行動に対する報復という性格、知事の地元の反ニース人感情の利用という背景があったと解説している。

第6章「違法入植者に土地権はあるのか——クリンチ・スプラット国立公園の事例分析」は、違法入植者の土地権について、ジャンビ州にある広大なクリンチ・スプラット国立公園に深く入り込んでいる違法入植者の事例から論じている。オランダ植民地期から保護区に指定されていた138万haにおよぶこの自然豊かな地域は、1999年に正式に国立公園とされた。広大である分、元々この地に住んでいる人も多い。政府は以前からの住民にはゾーニングによって土地利用を認めている。しかしアブラヤシブームのもと、住民による耕作を想定しないゾーンへの違法入植者が増大した。また1999年の分権化以降、地元自治体が国立公園を横断する道路建設を進め、違法伐採、違法採掘、違法入植が加速、今や公園内には数万人が居住している。公園区域を犠牲にして居住者の存在を合法化するのか、あるいは立ち退きを強行すべきか、行政国民とも困難な選択を迫られている。

第III部第7章「土地紛争と治安機構」は、西パサマン県の住民に対する警察機動部隊による銃撃事件を起点に、農園企業が経費を負担する警察機動部隊や警備員、さらにブレマンなども動員された治安機構を論じる。この治安機構が存在する背景には、アブラヤシ農産物の盗みが頻繁に生じるという問題があり、またプラスマ農園への土地配分の不履行などから生じた土地紛争が絶えないという現実がある。企業は住民と話し合おうとせず、治安機構の暴力を利用して住民の要求を封じ込める。このことが紛争を長引かせた解決を困難にしている。自治体は財政収入を増やすため、農園企業の誘致に熱心であり、土地紛争や治安機構の暴力を放置している。一方、住民もSNSを用いる、あるいは国際的な支援を得るなどの方法によって対抗している。

第8章「アブラヤシ農園ニアス人労働者をめぐるヘゲモニー関係」は、アブラヤシ農園企業のニアス人労働者に対する専制的非人道的な労務管理をヘゲモニー関係として捉え、使い捨てのように扱われている労働者の問題を論じている。労働者のおかれた劣悪な労働環境、労働者の分断、女性の地位の一層の周縁化という問題は、サバ・サラワクで働くインドネシア人労働者と共通している。

終章において、著者は土地紛争解決への提言を行っている。共有地に関する提言として、1967年林業基本法で設定された森林域内では他の法律は効力を失うと規定されているため、土地基本法が認めた共有地は保証されないという問題点を指摘し、林業基本法第17条の抜本的改定の必要性を述べている。その他、事業権の面積、区域を含めた透明化の必要性や、マシヤラカット・アダットなどの用語統一、さらにオラン・リンバなどの先住民族の土地権尊重、社会林業における植栽樹種選択における住民の裁量権の強化、企業と住民間のMOUを会社が遵守するよう地方政府が一層の役割を果たすべきなどを提言している。

以上、本書はアブラヤシ農園の拡大に伴って頻発する土地紛争について、特に先住民族、入植移民、さらに先住民族ではない地元民などの様々な住民、そして共有地権などの土地権、さらに保全林、生産林あるいは国立公園などの土地空間利用区分を結びつけて詳細に論じる。その際、これら住民、土地権、土地利用区分の三分類の様々な組み合わせによる個々の事例研究を通じて土地紛争の展開をフォローすることにより、アブラヤシ農園と土地紛争という問題の全体像が理解できるような章立てがなされ、そこから様々な提言を行う。

本書は冒頭にあげた目的を果たすべく、複雑な問題に対し、様々な事例の当事者に対するインタビューや既存研究の渉猟、法規や判決などの関連する様々な情報資料を駆使して分析している。多くのインタビュー内容や法規、国家人権委員会の勧告などの資料が具体的に長めに引用され、読者が自分で考えることができるよう工夫されている。そのように実証的である点も本書の優れた点としてあげることができる。

II 論評

以上の優れた点を評価しつつ、コメントを3点述べる。第一は、本書の最も重要なキーワードである共有地権（あるいは共有地自由裁量権）という Hak Ulayat からの訳語（本書7～8ページなど）についてである。1960年土地基本法は、インドネシア民族の土地、水、上空は唯一神からの賜り物であると同時に全民族の参加によって勝ち取られた独立闘争の成果であるとして、Hak Ulayat を個人や先住民族だけに帰属するのではない国民的富であるとしている。この Hak Ulayat のもとでも個人の所有権は存在するが、その土地所有権は社会的機能が強調され放棄された土地権は消滅するなど私権が制限されている。

一方、土地基本法は第3条でマシヤラカット・フクム・アダット（慣習法共同体）の Hak Ulayat ないしそれに類する権利の存在を認めている。そしてその第3条の説明文で、Hak Ulayat ないしそれに類する権利が意味するところは、慣習法図書文献で“beschikkingsrecht”とされている事柄を意味するとしている。Van Vollenhoven はその著書『インドネシア人とその土地 (De Indonesiër en Zijn Grond)』[Vollenhoven 1919] のなかで、法共同体ないしそのメンバーは、beschikkingsrecht 内では不耕作地を自由に開墾、集落の設立、生産物収集、狩猟、草取りなどを行うことができること、beschikkingsrecht を外部者に譲渡してはならないこと、村民が他の場所に移動して放棄された土地や相続人のいない土地は補償金の支払いなく村落共同体のもつ制限のない beschikkingsrecht 地にもどり、土地が必要な村民の占有地になるなどとしている。Van Vollenhoven は Hak Ulayat という用語はミナンカバウで用いられていたとした。そのミナンカバウ社会を研究した Westenenk は、その著書『ミナンカバウのナガリ (De Minang Kabausche Nagari)』[Westenenk 1918] のなかで Hak Ulayat が共同体に帰属し、その管理や処分がおよぶ範囲は、原始林、開墾されたあとと放棄された土地、耕作される、開墾される、あるいは居住される、集落内の所有地を含む屋敷地、園芸地、耕作地、養殖地、水田、さらに集落外の移動耕作地などとしている。

このように Hak Ulayat ないし *beschikkingsrecht* は多義的でいろいろな権利や権能を包括して広い範囲の土地におよぶ。これらを共有地権と訳したのでは、それらがもつ多義性や多くの権利や土地が包摂されない。共有地権はこの Hak Ulayat に含まれるが、その集合の一部であろう。Van Vollenhoven による *beschikkingsrecht* の規定は1960年土地基本法にも生かされ、放置された土地は所有権が消滅し国家の管理に戻る、あるいはインドネシア国籍民のみが土地・水およびその上空に対する完全な権利を持つことができるとされた。インドネシア民族と、土地などとの関係は、最も高いレベルの一種の Hak Ulayat とされ、共有地権という訳ではこれらが包摂されないのは明らかである。*beschikkingsrecht* の訳としては、*right of allocation* [Burns 1999] などがあるが定説はないと言って良いだろう。評者の訳も含め、いろいろな訳が本書でも紹介されており、さらなる検討が必要だろう。

第二のコメントも同じく訳の問題である。本書は、*Kelompok tani* を農民組合と訳している (p. 152)。これはスハルト期に政府によって作られた農業普及組織で、ビマスプログラムなどの実施に用いられたいわばトップダウンのサーベル農政の道具であり、普通は農民グループあるいは農家グループと訳される [大鎌 1990]。改革期以降、サーベル農政という性格は消滅し、農民の自主性がいろいろな形で生かされるようになった。しかしどの村にも存在しなければならない行政主導の農業普及組織を農民組合と訳するのは疑問が残る。一方、*serikat pekerja/serikat burh* が労働組合であるように、農民組合と訳すべき組織は、SPI (*Sarekat Petani Indonesia*) であり、普通に訳せば「インドネシア農民組合」となる。農民組織が行政主導か、あるいは「結社の自由」に基づき住民によって作られたのかについて注意が払われてしかるべきであろう。

著者はこの SPI に批判的である。SPI は国立公園内の土地への違法入植者から費用を徴収して組織化し土地証を発行し、ジョコ・ウィドド大統領政権誕生にも大きな影響を与えたほどの政治力を持っている。この SPI が背後にいるため中央政府や地方政府も違法入植者問題に対処できない

(p. 238)。さらに、著者は国立公園や保全林などへ違法入植者に対して「違法入植者の処遇は断固とした態度でなされるべきである」(p. 311) とまで述べている。本書も随所で指摘しているように警察、プレマンなどによる幅広い暴力の存在を考えれば、農民を保護し、その土地権を戦い取ろうとする SPI などに農民が集うのは自然であるし、組合なのだから組合費を払うのは当然であろう。

また著者が言うように「断固とした態度」ではいたる所でかえって土地紛争を激化させかねないし、「断固とした態度」は、先住民族と同時に広大な面積をもつスマトラにあってなお大量に存在する土地なし民に対して共感してきた本書にふさわしくない表現のように思う。また、違法入植者を入植地別、出身地別に細かく見て、誰が正当で、誰が不当かといった議論も理解を深めるとはいえ、違法入植者だらけにする構造そのものを分析した方が、より深い議論ができよう。違法入植者が入植を開始する際、当該地の土地権や土地・空間利用計画を知った上で入植しているとは考えにくいので、構造自体の分析を行うことが解決策につながるように思うがどうか。

第三のコメントとしてもう一つだけあげるならば、本書が「1967年林業基本法第17条が共有権 (Hak Ulayat) が森林域内では成立しないとされている」(pp. 25, 310) として、共有権 (Hak Ulayat) をまがりなりにも認めていた土地基本法との相違点を強調している点についてである。1967年林業基本法説明文は、「『国家林』内に存在する慣習法共同体によって支配される森林に関し、それら権利が存在する限りそのような当該慣習法共同体やそのメンバーが森林からの利益を享受する諸権利を消滅させるものではない。ただし、本法律で述べた目的を阻害してはならない」として森林開発や島嶼間移住などの政府プログラムを阻害してはならないと述べているが、「共有権 (Hak Ulayat) が森林域内では成立しない」とまでは言っていない。

このように Hak Ulayat が「森林開発や島嶼間移住などの政府プログラムを阻害してはならない」との但し書きは1960年土地基本法説明文にも見られる。植民地期にたびたび改定された林業法には一度も「慣習法共同体によって支配される森林」に

も Hak Ulayat や beschikkingsrecht あるいはコミュニティ林への言及がなかった [Mizuno *et al.* 2023] ことを思えば、よりましではあったとも言える。もちろん「慣習法共同体によって支配される」森林の利益が国家林の開発の利益に従属する（ないし森林開発を優先している）との問題点は存在していた。この問題点は土地基本法とも共通していた。

本書は英語出版がふさわしいと考えるため、英語版の作成にあたって特に重要だと思われる点を述べる。

(水野広祐・School of Environmental Science, University of Indonesia : 京都大学名誉教授)

参考文献

- Burns Peter J. 1999. *The Leiden Legacy, Concepts of Law in Indonesia*. Jakarta: PT Pradnya Pramita.
- Mizuno, Kosuke; Hayati Sari Hasibuan; Okamoto, Masaaki; and Farha Widya Asrofani. 2023. Creation of the State Forest System and Its Hostility to Local People in Colonial Java, Indonesia. *Southeast Asian Studies* 12(1): 47–87. https://doi.org/10.20495/seas.12.1_47.
- 大鎌邦雄. 1990. 「インドネシアの農村組織と農村社会構造——西部ジャワ州の天水田の農村調査から」『農業総合研究』44(2): 109–151.
- Vollenhoven, C. Van. 1919. *De Indonesiër en Zijn Grond*. Leiden: Boekhandel en Drukkwrij V/H e. J. Brill.
- Westenenk, L. C. 1918. *De Minang Kabausche Nagari*. Weltevreden: Visser.

原 民樹；西尾善太；白石奈津子；日下 渉（編著）. 『現代フィリピンの地殻変動——新自由主義の深化・政治制度の近代化・親密性の歪み』花伝社, 2023, 280p.

本書序論にて日下渉は、「つながりで貧困を生き抜く社会」から「個人の規律と勤勉で成功を目指す社会へ」という2000年代以降のフィリピン社会の変容を、「大転換」と形容する。ポランニーの論じた19世紀イギリスにおける自己調整的市場の誕

生と、経済の社会からの「脱埋め込み」という世界史のプロセスを連想させるような「地殻変動」が進行中であるという認識が、そこに示唆されているのであろう。しかし、その変容を捉える著者たちの視点は一樣ではない。むしろしばしば対立し合う議論が混在している。以下、まず各章を簡潔に紹介した後、私自身のコメントを述べる。

序論「新時代のフィリピン人——なぜ『規律』を求めるのか」（日下）の初発の問いは、2016年以降政権についてドゥテルテ大統領が、その麻薬戦争において数万の死者を出したにもかかわらず、なぜ階層を超えた幅広い国民からの支持を得たのかである。日下によれば、2000年代中ごろ以降の新自由主義の浸透とサービス産業を中心とした収入機会の増大は、懲罰的な「規律」を希求する「新時代のフィリピン人」を生み出した。同時に、「かつて人間関係が全てで善悪の曖昧だった社会において、規律の名のもとに善悪の二項対立を強調する政治が支持を呼び、『悪しき他者』への排除が進行している」（p. 16）。

続く批判的序論「2010年代のフィリピン政治をどう理解するか——社会民主主義への転換」（原民樹）は、日下とは真っ向から対立する視点で変容を捉える。原によれば、「ドゥテルテは新自由主義化による分断から生まれた指導者ではない」。さらに、「フィリピン史上もっとも国民レベルで政治的志向性が統一されている時代に『分断』を見出し、貧困層が福祉制度に包摂されながら階級上昇を果たしていく時代に『新自由主義』を見出すという倒錯が生じている」（p. 44）と日下の論を批判する。そして、2010年代以降のフィリピンは、社会民主主義と反寡頭制を目指す「まともな近代国家」へ向かっていると述べる。

二つの序論に続く各章は、第1部「フォーマリティへの欲望」（第1章から第5章）と第2部「ままならないインティマシー」（第6章から第10章）に分かれる。第1章「揺らぐ寡頭制——ディナガット州における革新政治の展開」（原）では、ミンダナオ島北東に位置するディナガット州で2010年代に生じた地方政治の変化、すなわち伝統的エリートから革新派政治家への政権交代に注目する。それを通して、「新自由主義+寡頭制の政治から社会

民主主義+反寡頭制の政治への変化が、国政レベルだけでなく、経済発展が大きく遅れた地方においても観察されること」(p. 54) が論じられる。第2章「包摂的成長と再定住の政治——2010年代におけるマニラの空間再編」(藤原尚樹)は、2010年代のアキノ政権、ドゥテルテ政権で浸透した「包摂的成長」の理念のもとでの都市開発と再定住政策に注目する。「包摂的成長」は、インフォーマルな都市居住のフォーマル化をもたらした。しかし、同時に浸透したのは、「負債の生政治」、すなわち「全生活領域が債務関係に絡め取られるなかでその負債の返済を忠実に履行しようとする個別的主体をつくりだす」(p. 86) 権力であった。第3章「『レッドテープ』からの脱却——法制度と執行体制の整備による非属人的制度の模索」(宮川慎司)では、ドゥテルテ政権下の2018年に制定されたビジネス簡易化法に注目し、いかにレッドテープ、すなわち煩雑な行政手続きが簡略化されていたかを論じる。特に、属人的で理不尽な法の執行という序論で日下が描いたドゥテルテ像とは対照的な、法制度を通じて、多数の国民に望まれる改革を行うドゥテルテ像が描かれる。第4章「発展する胴元国家、生き残る違法賭博——ドゥテルテ時代の賭博政策をめぐる人々と政治」(師田史子)は、ドゥテルテ政権下の違法賭博の取り締まり厳格化を論じる。そこでは、違法賭博に合法的な運営権が付与され、闇経済がフォーマルな市場に統合され、違法数字くじの撲滅と同時に税収の拡大が図られた。第5章「スペクタクル化する『マンゴの島』——ギマラス島における産地再編の光と影」(中窪啓介)は、国内有数のマンゴの産地として知られるギマラス州での調査をもとに、国や地方自治体(州政府)の積極的なギマラス産マンゴの品質管理、ブランド化、さらには観光やフェスティバルと組み合わせた「スペクタクル化」の事例が論じられる。

第6章「再編される親密性——生政治と死政治に引き裂かれる人々」(西尾善太)では、原によって指摘された2010年代のフィリピンにおける公助と自助の拡大に対し、「共助の再編」、つまり人びとの間の親密な関係性の再編に注目する。海外出稼ぎ労働者と麻薬戦争の事例を通して、このよう

な共助の再編が、「生に値する者への社会福祉(生政治)と値しない者への暴力(死政治)」というキメラ的統治をもたらしている」(p. 159) ことを論じる。第7章「『親しみやすさ』の複数性——コールセンターとKTVの労働世界」(田川夢乃)は、成長著しいフィリピンの第三次産業を「親密性の労働」と捉える。コールセンターのエージェントと、日本人男性向け接待飲食業で働く女性たちに焦点をあて、その労働の現場ではいかなる感情の操作による親密性が生み出され、提供されているのかが論じられる。第8章「OFWの身体に対する『遅い暴力』——農村男性の出稼ぎ先における痛みをめぐる」(飯田悠哉)は、日本の高冷園芸産地で働くフィリピン人技能実習生、あるいは特定技能労働者たちが経験する「遅い暴力」(行使する側の不作為のもとに加えられる暴力)を論じる。ドゥテルテ政権は、海外労働者に加えられる「遅い暴力」や身体的被害を敏感に察知し、さまざまな保健衛生政策を打ち出した。第9章「他者への応答としての『リホック』——元OFW女性の日常から見る現代フィリピンの共生と分断」(吉澤あすな)では、マリアという一女性の事例から、日常の諸問題への対処として、他者への応答としての、絶え間ない「動き(lihok)」を検討する。身体の不傷性と他者との被縛的な関係性の中から立ち現れるリホックに注目することで、契約や規範ではなく、流動的で偶発的な応答の連鎖による連帯の可能性が見えてくる。第10章「消費される未来、沈殿する過去——妊娠期における喪失経験と女性たちの応答」(久保裕子)では、妊娠期における喪失を経験した女性たちへのインタビューに基づき、「未来を投機する女性たちの有様」を論じる。そこからは、差し迫る日々の問題に「急場を凌ぐ方法を模索」し、かつ瞬時に対応し応答する主体性、ふと現れては消えるような女性たちの横顔が垣間見えるという。最終章「結論にかえて 現代フィリピンにおける時間/テンポの加速と揺らぎ——継ぎはぎされる『変化への希求』」(白石奈津子)では、序章とも批判的序章とも異なる視点から、各章が意味づけ直される。最終章がもつ意義については、以下のコメントの中で触れたい。

本書は、フィリピンの「国のかたち」と人びと

の生の変容に関する、若手研究者による白熱した議論であり、フィリピンという一国を超え広くグローバルサウスの文脈において重要な諸事例を提示しており、その点は高く評価できる。しかしここでは、「批判的序論」での原の主張、すなわちフィリピンは社会民主主義的福祉国家へと移行しつつあり、そこではこれまでの共助に支えられる社会によるよりも、公助と自助の領域の拡大によって貧困層の包摂が進んでいる、という議論に対し、二つの批判的コメントを述べたい。一つは、フィリピン社会の変容の中で進みつつある包摂については、より慎重な議論が必要であること。二つ目は、公助／共助／自助を明確に区別されたカテゴリーに分け、それぞれの領域の拡大や縮小を議論することの妥当性についてである。この2点について、本書の各論に触れつつ論じていく。

まず、近年のフィリピンにおける公助と自助の拡大を、社会民主主義的福祉国家への移行として捉えてしまうと、そこでの包摂が、あくまでも国家の統治、社会秩序の維持、グローバル資本の論理への労働者主体の包摂であるという点を見逃してしまう。第2章（藤原）の論じる都市貧困層の郊外への再定住政策において浮かび上がるのは、撤去と立ち退きを国家の「善意 (benevolence)」として受容し、持ち家とローン返済を市民的生活として自ら欲する主体として人びとを成型する生権力の働きである。第7章（田川）におけるコールセンター・エージェントやKTVで働く女性たちの事例は、グローバルなサービス産業が、いかに細やかな感情の操作と親密さの商品化によって支えられているかを示唆している。第8章（飯田）の技能実習、特定技能労働者に加えられる「遅い暴力」の事例は、公的福祉による海外労働者の保健衛生施策の整備にもかかわらず、労働者の間に生み出されるのはセルフケアの重要性、ケアの自己責任化の規範であり、グローバルなエッセンシャル・ワークに組み込まれた「遅い暴力」の再生産に動員される主体である。さらに第6章（西尾）は、親密性や共同性の商品化について論じる。社会民主主義的福祉国家は、市場からの自立による人びとの「脱商品化」（エスピン・アンデルセン）であるといえるが、これら各章が示唆するのは、むしろ

ろ自己の最も親密な領域さえ商品化されていく状況であろう（白井聡のいう「魂の包摂」）。このような包摂を、社会民主主義的福祉国家による貧困層の包摂と捉えることは困難であろう。

二つ目に、公助、共助、自助を明確に区別された領域として、そのいずれかの拡大や縮小を論じることが妥当かどうかという点である。第3章（宮川）の論じる、属人的で非効率なレッドテープの削減は、確かに国家による行政のフォーマル化といえよう。しかし、そこで意図されているのは、起業家精神を持った市民を育て、市民による自由なビジネスによって国民の福祉を向上させることである。第5章（中窪）の州政府によるマンガーのブランド推進体制の促進は、確かに公的制度の整備といえる。しかしその制度のアクターとして活性化されるのは、起業家精神を持ったマンガー生産者、収益力のある経営者、あるいは協同組合などの中間組織である。さらに第4章（師田）によれば、賭博運営の国家によるフォーマル化は、必ずしも人びとの実践のフォーマル化を生まず、賭博に興じる人びとの社会倫理は、共同性の中で培われた道義的な正しさによって支えられていた。これらの諸章を読む時、フィリピンの社会変容において進展するのは、むしろ公助、共助、自助が明確な境界を持つ独立した領域としてそれぞれ存在するのではなく、相互に依存し合い触発し合いながら、分離不可能なほどに絡まり合った一つの装置として作動する状況であろう。このような公助／共助／自助の絡まり合いは、先進国をモデルとする福祉レジーム論（p. 40 図1）によっては捉えきれない。

加えて、第1章（原）では、社会民主主義＋反寡頭制の政治への変化が2010年代以降の特徴だとされる。しかし、いわゆる「ニューブリード」改革派地方政治家の台頭は、既に1980年代後半の民主化以降の傾向として先行研究で指摘されており、バグアオの登場が、果たして2010年代以降に特有の現象といえるのかは疑問である。この点が実証的に論じられない限り、本書の対象とする社会変容が2010年代以降の特徴だという、「批判的序論」の前提自体が成り立たないことになろう。

最後に、白石の「結論にかえて」の意義について

て触れたい。白石は、国家主導のもとで加速化する、直線的かつ均質な「時間／テンポ」に、同期しない／できない人びとの実践を、第9章（吉澤）の「動き（リホック）」の事例や、第10章（久保）の「急場を凌ぐ方法」を参照しつつ、進み続ける加速に対する「裂け目」をそこに見出そうとする。このような「脱同期」の実践から何が生まれるかは、まだ定かにはならないだろう。しかし少なくともそれが示唆するのは、人びとの生のテンポを、国民の生から死までの直線的かつ均質なライフコースの予測可能性へ転換することで可能となる、社会民主主義的福祉国家化ではないであろう。他者の持つ偶有性に巻き込まれ、被縛される中で、不確実なテンポを生きる自己とは、近代福祉国家を支える自由で自立した市民とは対極的な自己を示唆していよう。この点を、近年の文化人類学において議論される、他者とのサブスタンスの絶えざる分有によって生まれる人格としての「分人（dividual）」や「分割可能な人格（partible persons）」などと比較可能な概念にまで練り上げることによって、本書の議論の汎用性は高まるであろう。そのためには、「ままならない他者」として、人間だけでなく、自然、モノ、超自然的存在などのさまざまな非人間的的存在をも含めて検討する必要がある。新自由主義のもとで変容を迫られる自己とさまざまな他者との「ままならない」関係性に注目しつつ、それを単に「抵抗」や「分断」に還元することなく、「流動的で偶発的な応答の連鎖による連帯の可能性」を描くことができれば、現代フィリピンの「地殻変動」の考察が、今日の人文社会諸科学における脱人間中心主義的潮流において持つ、より普遍的な意義が明らかになるであろう。

（関 恒樹・広島大学大学院人間社会科学研究科）

金 悠進、『ポピュラー音楽と現代政治
——インドネシア 自立と依存の文化実践』

京都大学学術出版会，2023，v+320p.

本書のテーマは、インドネシアにおけるポピュラー音楽と政治の関係性である。とくに、「インディーズ」と呼ばれる「既存の商業主義的な生産・

流通システムにできるだけ依存しない自立的な生産のあり方を目指す文化実践」（p.114）が發展していく過程で、音楽家たちと政府の間に相互依存的な関係が構築されたことを本書は明らかにした。そして、そうした相互依存関係こそが、音楽実践法案という音楽業界を保護し、産業振興を目的とした法案に、表現の自由などを制限するような、つまり自らの音楽活動を縛るような条文を盛り込む役割を果たした、というのが本書のメインメッセージである。

音楽と政治の関係は、これまでのインドネシア地域研究でも取り上げられるテーマであった。日本でも知られる「ブンガワン・ソロ」を代表曲とするクロンチョンとインドネシアナショナリズムの関係や、大衆音楽として人気のダンドゥットとイスラーム政治社会の変容などが研究対象とされてきた。しかし、本書の著者は、そうした「ジャンル論」では「政治、経済、社会といった『非文化的』な変容との関わりを見えなくしてしまう」（p.18）と主張し、代替的な視点として「音楽シーン」を研究することの重要性を指摘する。「シーン」とは、特定の音楽文化が創出される地理的な空間のことである。著者は、インドネシアのポピュラー音楽を考えるうえでは同国第3の都市で西ジャワ州都であるバンドンが重要であるとして、1990年代から2000年代にかけてインディーズが中心となったシーン形成の過程が詳述されている（第3章）。バンドンで隆盛したインディーズ・シーンは、改革派首長として地方政治の舞台に登場したリドワン・カミル市長が掲げる創造（クリエイティブ）産業の育成という政策と融合するなかで、政府との相互依存関係を築くことになったという。

地方都市における音楽シーンの形成は、バンドンに限ったことではない。バリやジャワ島中部のジョグジャカルタ、そして首都ジャカルタでもインディーズ・シーンが同時代に發展していった。そうした各地でのシーンは、2000年代から2010年代にかけてナショナルなレベルでの音楽シーンの形成につながり、「ジャンル、地域、世代といった旧来の文化的境界線を主体的に越境する新たな『連帯』のムーブメント」（p.216）を生むことにつながったという。こうした文化的ムーブメントも、

2014年に誕生したジョコ・ウィドド政権の創造産業振興という政策と融合するとともに、政府の掲げる公定イデオロギー「多様性の中の統一」を象徴する動きとして位置付けられるようになっていったことが明らかにされている（第4章）。地方だけでなく、中央レベルでも、音楽家たちと政府との相互依存関係が築かれていったというのである。

こうした音楽家たちと政府・政治家の相互依存関係は、2018年にインドネシア東部マルク州の州都アンボンで開催された「インドネシア音楽会議」へとつながっていく。各地から幅広い世代の音楽家たちが集結したこの会議には、政府・議会関係者など音楽家以外のステークホルダーも参加し、音楽産業を発展させるための方策とともに、音楽を創造経済のひとつとして経済成長にどう活かしていくか、国民文化として国民統合にどうつなげていくかが話し合われた。実は、そこで音楽家を含む参加者が合意した事項が、音楽実践法案にほぼ盛り込まれていったという（第5章）。同法案は、その内容が明らかになると、「非民主的」な条項が多数含まれるとして音楽家らから激しい批判を浴び、議会に上程されることなく消えていったが、著者は、「自主独立の精神に価値を置くインディーズが、連帯のシーンを構築し、政府のサポートを受けることで両者の間に相互依存関係」が創出され、「その過程こそが、音楽実践法案を生み出す構造的要因となっていた」（p.277）と結論付けている。

本書のユニークさは、ポピュラー音楽という社会科学の研究ではあまり取り上げられてこなかったテーマを政治との関連で論じようとした著者の視点にあるだろう。また、単一のジャンルや特定の音楽家に焦点をあててその社会文化的な意味を分析するのではなく、さまざまなジャンルと音楽家をカバーするポピュラー音楽を分析対象とすることで、広い視点から現代のインドネシア社会のダイナミズムに迫ることに成功している。さらに、ジャカルタのメジャー音楽ではなく、地方で興隆するインディーズ・シーンを分析対象として取り上げたことは、多中心社会のインドネシアを理解するうえでも、民主化後の分権化したインドネシ

ア政治との関連を論じるうえでも、きわめて適切なアプローチであった。こうした分析アプローチが本書の議論に説得力を与えていることは間違いない。

一方で、いくつかの疑問点も残る。第1に、1990年代以降にインディーズ・シーンが興隆する過程について、本書では産業資本や政治権力と音楽シーンの関連が主に議論されているが、経済社会構造の変容との関係に関する分析が欠けているように感じられた。インディーズが発展するためには、担い手である音楽家たちだけでなく、ポピュラー音楽の消費者の存在が必要であろう。この時代にインディーズ文化が開花した背景には、経済発展による中間層の拡大という時代背景があったように思われる。「インドネシア地域研究」として音楽シーンの発展を政治、経済、社会といった「非文化的」な変容との関わりで論じようとしていながら、経済的な側面からの分析が欠けている点は、評者としては残念であった。

第2の問題点は、音楽家たちの政治的指向についてである。本書のテーマは、「自主独立を信奉するはずの実践者たちが、政治経済権力との相互依存関係を主体的に構築することで、非民主的な法案の起草に構造的に関与してしまうメカニズム」（p.29）を明らかにすることとされている。ここでは、音楽家、とくにインディーズの担い手は「民主主義の質的向上に重要な役割を果たすべき社会アクター」と、何の留保もなく想定されている。しかし、その前提は自明のものであろうか。インディーズの音楽家たちは、巨大資本主義や商業主義から「インディペンデント」たろうと活動しているとは言えても、彼らが政治権力から「インディペンデント」たろうとしているとも言えるのだろうか。彼らは民主主義の価値観に対して自覚的な存在なのだろうか。

本書のなかには、「政治運動には関与しないが、商業主義には距離を置きつつ、楽しく学生同士で趣味的に好きな音楽をインディーズで実践」（p.123）したり、「政府からの支援を受けることに後ろめたさのようなものを感じるどころか、むしろ『光栄だ』と誇示」（p.198）したりするインディーズ音楽家が現れていることが指摘されてい

る。スハルト強権政治の時代を知らない民主化期の若い音楽家にとって、国軍や政府は対峙すべき相手ではなく、自らの活動のために利用可能な公的資源にすぎないのではないだろうか。だからこそ、フェスティバルの会場として国軍の基地を利用することには何ら抵抗がない一方で、自らの活動を制限することにつながる音楽実践法案には強く反対したのではないだろうか。

最後に、音楽実践法案の策定過程における音楽家たちの役割に関する分析の問題点を指摘する。2018年のインドネシア音楽会議における合意内容が音楽実践法案の一部となったことは本書の分析が明らかにした重要な学術的貢献である。ただし、この法案に表現の自由を規制するような条文が誰によって、なぜ挿入されたのか、という点は明らかにされていない。第5章でも「音楽家たちが批判していた法案第五条の『海外文化のネガティブな影響を帯びているもの（を禁じる）』については、会議の合意内容には直接的には明示されていない」（p. 268）と指摘されているように、とくに音楽家たちが同法案に反対した主要な論点について、どういった経緯で法案に盛り込まれたのかは、本書のなかでは不明なままである。この点を明らかにしないまま、非民主的な法案の起草に音楽家たちが（結果的に）関与してしまった、と主張することには論理の飛躍があるように評者は感じる。著者の主張は「音楽家と政府の相互依存関係が“構造的に”非民主的な法案の起草に寄与した」というものかもしれないが、因果関係が曖昧であり、説得的とは思えない。

ここでは以上のような3つの問題点を指摘したが、本書がインドネシア地域研究に新しい知見をもたらしてくれたことは間違いない。本書を通じて評者の知らないインドネシアの一面を知ることができた。本書はインドネシア地域研究の広がり可能性を示してくれたとも言えるだろう。

（川村晃一・日本貿易振興機構アジア経済研究所）

庄司智孝、『南シナ海問題の構図——中越紛争から多国間対立へ』名古屋大学出版会、2022, viii+331p.

本書は、中越間の紛争として始まった南シナ海をめぐる紛争が、ASEANや米国を巻き込んだ多国間対立になっていった経緯を描いたものである。本書の特徴は、中国の動向が、常に局面転換の主要因になっており、米国のそれに対する対応が、状況を大きく左右してきたことを指摘しつつも、この紛争の構図を米中対立に還元してしまうのではなく、ASEAN、ベトナム、フィリピンという主要な当事者が重要な役割を果たしている多国間対立として描いた点にある。

本書は序章と本文8章および終章から構成されている。序章では、従来、米中間の戦略的競争や覇権争いの文脈で語られることの多かった南シナ海問題を、ASEAN、ベトナム、フィリピンという中小アクターの役割を重視して分析するという、本書のねらいが述べられている。

第1章「南シナ海問題の発生（前史～1990年代半ば）」では、南シナ海問題の前史を概観した上で、1970年代半ばから90年代半ばにかけて、中国を先頭に関係各国が次々と島嶼の占拠に乗り出し、問題がベトナムと中国の2国間紛争から、ASEANと中国の多国間対立へと発展したとしている。

第2章「南シナ海の『風』（1990年代半ば～2000年代半ば）」では、中国の「微笑外交」によって、ASEANと中国の蜜月関係が生まれ、南シナ海問題の平和的解決にむけた「行動宣言」が採択されるなど、南シナ海の平穏が保たれた時代として描かれている。

第3章「南シナ海問題の再燃（2000年代半ば～10年代半ば）」では、経済力を拡大した中国が、海軍力と海上法執行機関の能力を拡充して、南シナ海への軍事的進出を強化し、政治的にも強硬姿勢を強めたのに対し、米国が南シナ海問題への関与の姿勢を明確にし、米中対決という様相を帯びて、紛争が再燃した時期として描かれている。

第4章「対中関係安定化の模索」では、再燃期のベトナムの中国への対応が分析されている。ベトナムは「全方位安全保障協力」という基本方針

で、南シナ海問題では「闘争対象」であるが、政治体制や経済協力では「協力対象」である中国との関係の安定化に努めた。2011年の「海上問題の解決の基本指導原則に関する合意」の形成は、南シナ海をめぐる中国との関係が管理可能だという期待をベトナムに与えたが、この期待は、2014年に発生した中国によるオイルリグ設置事件で、崩れてしまう。ベトナムとしては、引き続き対中関係の安定化に努めつつも、「全方位安全保障協力」の力点を、他国——特に米国から——の支援を獲得する方向に転換したとしている。

第5章「対米安全保障協力の強化」では、ベトナムの米国との関係を分析している。ベトナムは、1995年の国交正常化当初は、米国との安全保障協力には慎重だったが、南シナ海問題の再燃以降は、この問題が米越安全保障協力を推進する「アクセラ」となったとしている。しかし、同時にベトナムは、対中関係への配慮や民主主義や人権といった角度から米国との安全保障協力に慎重である面も維持しており、対米安全保障協力の「安全運転」に努めたとしている。

第6章「ASEAN、ミドルパワー、そして自助努力」では、南シナ海問題で中国に対応する際に、米国との協力だけでは不十分と感じたベトナムが、ASEANおよび日印露といったミドルパワーとの協力をどのように進めたのかが分析されている。ベトナムにとって、ASEANは、南シナ海問題での「主戦場」で、ここで、この問題についてのASEANとしての統一見解を打ち出せるか否か、ASEANの意思を統一して中国との間の「行動規範」に関する協議を進展させられるかどうかは、きわめて大きな意味をもった。中国の分断工作で、事態は必ずしもベトナムの期待どおりには進まなかったが、ベトナムはASEAN内のポリティクスでの自国の利益の最大化を追求したとしている。また、安全保障協力の全方位性を追求するベトナムにとって、対外関係に占める対中・対米関係のウエイトは、他のASEAN諸国に比べて相対的に小さく、その分、日印露などのミドルパワーやASEANとの協力の意義が大きかったことを指摘している。

第7章「フィリピンの対応」では、アキノ政権時代のフィリピンの対応が分析されている。アキ

ノ政権は、前任のアロヨ政権の路線を転換して、中国との対決姿勢を強化して、南シナ海の事案を、国際海洋法条約が規定する仲裁手続きに提訴し、同時に米国との同盟関係の強化を推進したとしている。

第8章「南シナ海問題の変容（2010年代半ば～現在）」では、米中対立の激化と、フィリピンのドゥテルテ政権の対中対話路線への転換により、南シナ海問題の構図に変化が生じた2010年代半ば以降の時期が分析されている。南シナ海が、米中対決の軍事的焦点の一つになったことは、ASEANの危機感を強めさせた。中国の「一帯一路」構想に対して、米国が「自由で開かれたインド太平洋」構想を打ち出して、地域ビジョンでの競合が起きる中で、ASEANは「ASEANのインド太平洋展望」という独自の構想を打ち出して、自らの戦略的自律性を維持しようとした。フィリピンのドゥテルテ政権の政策転換も戦略的自律性の強化という点では同一の試みで、フィリピンの転換は、米中の南シナ海対応、ASEANレベルの域内政治にも大きな影響を及ぼした。フィリピンの転換は、ベトナムには衝撃的な事態だったが、ベトナムはこれに、域内外での新たなパートナーの模索、米国との協力強化、中国との関係安定化という「全方位安全保障協力」の深化で対応し、自らがASEAN議長国を務めた2020年には、南シナ海問題でのASEAN内のイニシアチブを回復し、その戦略的自律性を強化したと分析している。

終章「南シナ海問題の構図」では、以上の考察を総括し、南シナ海問題では、米中という大国が果たしている役割が大きいものの、そのダイナミックスを理解する上では、ASEAN、ベトナム、フィリピンの役割に注目する必要がある、その一体性を保ちつつ自らのパワーを拡大し、米中からの独立性を高めようとしているASEAN、その「全方位安全保障協力」により、自らを中心として地域安全保障のステークホルダーのネットワークが形成されているベトナム、大統領の交代でパラダイムシフトが起きるフィリピンがもっている影響力の重要性が指摘されている。

南シナ海問題を論ずるにあたり、ASEAN、ベトナム、フィリピンに中心的な視点を置いて論ずる、

多国間対立としての南シナ海紛争という、本書の基本スタンスは、本書のもっとも大きな独創性であり、このスタンスによって、南シナ海問題のダイナミズムを描きだすのに、本書は成功していると言えよう。ベトナム研究者である評者も、この著者の基本的なスタンスには、強く共感する。

また、南シナ海問題へのベトナムの対応をめぐる、マスコミでは、これを共産党指導部内での「親中派」「親米派」の対抗といった単純な図式で見える見方が、依然幅をきかせている。そのような中では、本書が、「全方位安全保障協力」の追求という点では、指導部や識者の間で確固としたコンセンサスがあり、その拡大、深化ということでベトナムが事態の推移に対応してきたという記述は、きわめて当を得たものと思われる。また、南シナ海問題は、ベトナム指導部にとって、あまりに強硬な姿勢をとって、中国との関係を大きく損なうわけにはいかないものの、安易に譲歩して、国民の反中ナショナリズムの標的になるような事態を招いては、体制そのものの危機を引き起こしかねない問題であるという指摘（p. 140）も、妥当な評価であろう。ベトナムでこの間大幅に増大した安全保障面での情報公開を受けて、ベトナムの資料を活用すると、安全保障分野でも実証的で重厚な分析ができることを示した点でも、評者は著者の努力を高く評価したい。

ベトナムとフィリピンが、それぞれ自らの戦略

的自律性を高めることをめざして動いたことが、南シナ海問題の構図に影響を及ぼしたという本書の指摘は、新鮮なものがあるが、これが、安定した集団指導制があり、「全方位安全保障」のように一旦指導部でコンセンサスになった路線は、その簡単にはぶれないベトナム政治、大統領制で、その交代によって大きな政策転換が起きやすいフィリピン政治という、まったく正反対の政治のあり方が、それぞれの戦略的自律性の向上につながっているということであろうか。こうした国内政治体制の特徴と、国際政治の場での自律性の強化の関係についても、著者が今後研究を進展させることを期待したい。

本書は、良質の研究書といえるが、しいて注文があるとすれば、第6章の日本とベトナムとの関係の部分は、もう少し丁寧に記述してほしかった。確かに、日越の安全保障協力が本格化するには、本書が指摘しているとおり2012年以降のことであるが、従来の経済関係だけでなく、政治、安全保障分野にも協力を拡大する方向性は、両国の首脳間で「戦略的パートナーシップに向けて」の合意が成立する2006年からだったように思われる。両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の成立、発展というより大きな文脈の中で、安全保障協力の発展が論じられれば、この部分の趣旨はより鮮明になったように思われる。

（古田元夫・日越大学）